

午前10時31分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまより、企画総務委員会を始めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。

本日は、議案審査を予定しております。審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づきまして、委員長から議長に申入れをし、区長にご出席を頂いております。お忙しい中、委員会へのご出席を頂きまして、ありがとうございました。

また、6月30日付で人事異動の発令がありました。景観・都市計画課長の連絡調整担当副参事の兼務を解く発令がございましたので、名簿を今日は配付してございますので、よろしくご確認をいただきたいと思います。

あわせて、欠席届が出ております。区有施設担当、小林課長が病氣療養のため、広報広聴課長の林課長が慶弔休暇のためということで、欠席でございます。

本日の日程及び資料を配付しております。議案審査が9件、政策経営部からの報告が3件であります。このとおり進めたいと思っておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、早速、日程1、議案審査に入ります。

議案第27号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○中根財政課長 手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

改正内容は3点となります。

改正理由のところです。

1点目は、ふぐの取扱い規制関係です。東京都の事務処理特例条例に基づきまして、ふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付を事務処理特例に基づいて千代田区は行っておりますが、その事務自体が東京都の条例でございまして、4月1日付で改正され、廃止されました。そのため、当該事務を定める手数料を削除する必要があります。

2点目です。2点目は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係といたしまして、やはりその法律改正が行われて、10月1日からは、これまでは不可であった、建築後でも長期優良住宅の認定を受けることができる仕組みが創設されました。そのため、当該認定申請等に係る審査手数料を定める必要があります。

3点目です。3点目は、租税特別措置法に基づく優良宅地造成関係です。3点目、若干分かりにくいのですが、やはりこの事務につきましては、都の事務処理特例条例に基づいて認定申請の事務を処理しております。その事務とは直接関係ないんですが、租税特別措置法という法令が4月1日付で改正されまして、その中で定めております親法人とその子法人が所得を合算して法人税の申告や納付を行う、いわゆる連結納税制度というのがございましたが、それが、その租税特別措置法で改正されて、廃止されました。その連結納税制度がなくなったため、事務処理特例も東京都において改正されまして、連結法人が宅地造成や関係の事務をできるというものが削除されました。そのため、千代田区の手数料条例も削除する必要があるということでございます。

改正内容は、具体的にうちの条例でどういう改正をするかということになりますが、一

つ目は、別表（２）の衛生関係手数料の事務の73を削除しまして、74を繰り上げるのが1点目。

そして、2点目は、別表（３）の建設関係手数料で、事務の50の8、50の9、50の11の項におきまして、保全計画の認定申請に係る事務に係る手数料を追加するものでございます。この結果、手数料自体は、これまでの建築前の認定申請で頂戴していた手数料と同じ額を頂戴するということとなります。

3点目は、やはり別表（３）の建設関係手数料で、事務の51と53の項において、連結法人が認定申請するというのに係る手数料を削除するものでございます。

施行の予定日は、ここにありまして、（１）番と（３）番は公布の日から、（２）番は今年の10月1日からとなります。

新旧対照表につきましては、別紙でおつけしてあるとおりでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。これは一つ一つやりますかね。一緒にやっちゃうと、ちょっと混乱しますから。

まず、（１）の東京都ふぐの取扱いの件、これについては、何かご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。次に、（２）の長期優良住宅の件は。

はい、木村委員。

○木村委員 今回、建築後でも長期優良住宅の認定を受けることができる仕組みが新たに創設されたと。これに伴っての条例改正、手数料ですね、新たに定める必要が生まれてきたと。これは、何だろう、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設とあったけれども、認定を受けるメリットというのは、どの辺にあるんでしょうかね。

○中根財政課長 この認定の、認定を受けることによりまして、まずは、もちろんいいもの、いい住宅を長く、壊したりするということなく、いいものを長く使い続けられて、それが市場全体に供給されるということが、まず根本的なところでございます。

そして具体的に、所有者におけるメリットといたしましては、税の特例を受けられるということがございます。住宅ローン減税が、一般住宅ですと4,000万円なんですが、今回の長期優良住宅を受けますと、最大で5,000万円の住宅ローンの控除の上限額が上がるという金銭的なメリットもございます。

○木村委員 これは、認定基準というのは、大体、詳しくはあれなんだけど、大体、どんなものなんだろうかね。概略でいいですので、ご説明いただけたらありがたいです。

○武建築指導課長 こちらの認定に関しましては、建築指導課で行っておりますので、ご説明させていただきます。

まずは劣化対策ということで、劣化が進まない項目が一つございます。あとは、耐震性が一般の建物より高いか。また、省エネルギー、維持管理性、あとはバリアフリー。あと、住戸面積が一戸建ての場合は75平米以上、共同住宅であれば55平米以上等が合致した場合に認定するという主な制度でございます。

○木村委員 集合住宅ですと、長期修繕計画とかがあってつくるじゃないですか。で、今回は

維持保全計画というのをつくるようだけれども、マンションの場合は、長期修繕計画に加えて、この維持保全計画を別につくる必要があるんですか。それとも、長期修繕計画に、それをプラスアルファするような形で認定を受けられるのでしょうかね。この基準を超えれば。長期修繕計画と、また新しくつくるのはなかなか大変な作業じゃないかと思うんだけれども、それと、いわゆる——簡単に言うと、長期修繕計画と維持保全計画との違いとこののをちょっとご説明いただけたらありがたいんですけど。

○武建築指導課長 長期修繕計画と維持保全計画は、一緒のものということになっております。

○木村委員 一緒。

○嶋崎委員長 一緒のもの。一緒のものだそうです。

○加島まちづくり担当部長 委員長、まちづくり担当部長。

○嶋崎委員長 はい。

○加島まちづくり担当部長 すみません。木村委員言われた長期修繕計画というのは、建物を何十年か使っていくために、例えば外壁、何年に1回塗り替えましようねだとか、設備、そういう細かいところでございます。で、今回の長期優良住宅というのは、先ほど言われた省エネルギー性だとか耐震性だとか、そういったものなので、省エネルギー性だとかというのは、多分、長期修繕計画だとかにあまり入っていないと思うんですね。そこら辺は、今回は、新築だとか増築ではなくて、既存の建物に対しての省エネだとか耐震だとかをどうなっているかということをちゃんと表示して、あ、表示というか、申請をさせていただいて、それを認定を受けるということなので、一般的な長期修繕計画とはちょっと違うかなというものだと思います。

前回、3定ですかね——のときにも、長期優良住宅の、あれは今までマンションであれば1戸ごと認定していたんですけど、全体で申請できるという形なので、今回も、マンションの管理組合が全体ということなので、その中で、耐震は、耐震性能が診断すればあれですけども、省エネだとか、そういったところというのは、もしかしたら、サッシを換えなきゃいけないだとか、そういったところもなってくると思いますので、ちょっと、長期修繕とは若干違うかなと。そういった認定の申請のために、少し手続が必要になってくるということでご理解いただければなと思います。

○木村委員 なるほど。

じゃあ、ちょっと……

○嶋崎委員長 はい、木村委員。

○木村委員 建築行為を伴うものだと非常に分かりやすいですけども、伴わなくても、例えばI s値0.6より下がったけれども、それを耐震補強もしながら、耐震性を高めながら、I s値を高めていくだとか、それから耐熱ガラスだとか、いろいろやりながら省エネも対応していくと。そういったものを造っていくと。そうした場合、建築行為を伴っている場合は、住宅ローンの減税の枠、先ほど4,000万、これは分かりやすいんですけども、建築行為を伴わない場合、住宅ローンの返済が終わっていたらどうなの。これはメリット出ないの。どうなんだろう。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと、新築の関係の、そこら辺の住宅、あ、住宅ローンというか、税の特例措置というのは、また、住宅ローンの金利の引下げというのはあるん

ですけれども、ほかに税の特例措置というものがあります。それが住宅ローンのところもあるんですけども、そのほか所得税だとか、そこら辺の関係で、これがちょっとどういう形になっているか、すみません、今、詳細が分かっていないので申し訳ないんですけども、先ほど財政課長が言ったように、住宅ローンの金利引下げという項目も一つあります。もう一つ、税の特例措置というのも一つある。それと、あと地域型住宅グリーン化事業、長寿命化ですね、これもあるのと、あと地震保険料の割引きといったような、そういった特例はあるということですので、先ほどのローンが終わった方は、もちろん住宅ローンの金利引下げというのはないんですけども、そのほかに該当するところというのは、若干あるということかなというふうに思っております。

○木村委員 はい。

○嶋崎委員長 いいですか。

○木村委員 うん。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに、この件はありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、（3）番でご質疑があればと思いますけれども。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。質疑を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがしましょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、討論を省略させていただきます。

それでは、これより賛否を採ります。

千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員。この件に関しましては、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号、外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約について、ご説明を頂きます。

○武笠契約課長 では、議案31号、外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約について、政策経営部資料2に基づきご説明いたします。

1の工事場所ですが、千代田区の五番町でございます。

2の工事概要ですが、昼間施工による工事とし、内容は施設撤去、敷地造成、人工芝舗装、照明灯LED化等となっております。

3の工事期間ですが、契約締結日の翌日から令和5年3月31日まででございます。

4の契約方法ですが、制限付き一般競争入札により、2者の建設共同企業体、いわゆるJV、または単体事業者との契約でございます。

なお、裏面に入札参加資格要件を記載してございます。6月14日の企画総務委員会で、

入札の経過についてお尋ねいただきました点でございます。恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

電子調達サービス登録業種が「運動場施設」であり、JVの場合、第一順位の構成員は、本店又は支店等が東京23区内にあること、第二順位の構成員又は単体事業者は、本店又は支店等が千代田区内にあることなどを要件としております。

表面にお戻りいただきまして、5の入札結果ですが、5月31日に開札を行いまして、8者の参加がありました。予定価格は5億1,580万9,800円、入札の参加者名と各者の入札金額は記載のとおりでございます。

契約の相手方はスポーツ・MCC建設共同企業体、契約金額は4億2,938万5,000円でございます。

資料2の説明は以上でございます。

○須貝基盤整備計画担当課長 外濠公園総合グラウンド整備につきまして、参考資料によりご説明いたします。

参考資料1をご覧ください。

工事場所は、千代田区五番町の外濠公園内でございます。

工事概要は、ご覧のとおり、園路広場工として人工芝舗装工、管理施設工としてネットやフェンスの補修工、設備工として照明灯改修工を行うものでございます。

工事スケジュールですが、契約締結日の翌日から令和5年3月31日まででございます。参考資料2をご覧ください。

工事概要の平面図になりますが、下段の主な工種をまとめた表をご覧ください。

細かくて申し訳ございませんが、アンツーカ舗装、図面の赤茶色で示すピッチャーズマウンドとホームベースの周辺部分、これになります。79平米です。

人工芝舗装は、図面の緑と茶色の色で示しておりますが、1、2、3塁ベース、こちらの部分が茶色の人工芝、その他の全体を緑の人工芝にするもので、6,139平米でございます。

人工芝シート張替えは、現状の観覧席部分の人工芝を張り替えるもので、358平米でございます。

アスファルト舗装打替え工は、観覧席前の部分で、194平米でございます。

散水用ポンプ設置工が一式。

照明灯改修工が、グラウンドとテニスコート合わせて12か所。

分電盤取替工が4面でございます。

参考資料3をご覧ください。

パース図は作成しておりませんので、イメージ図を作成いたしました。現地写真1は、テニスコート側のナイター照明灯の上から市ヶ谷方面を撮影したものでございます。イメージとしては、下段のようになります。

裏面をご覧ください。現地写真は、これ、合成になりますけども、JR側からグラウンド側を撮影したものでございます。イメージとしては、下段のようになります。

参考資料4をご覧ください。

小枝委員からご要望のありました、関係団体とのやり取りの経緯・経過が分かるものとしてご用意いたしました。

野球連盟とサッカー協会からご意見を頂き、それから、長坂総合スポーツ公園にも視察に行っていました。

本年4月には、区内の各連合町会で説明をいたしまして、ご質問等にお答えしてまいりました。

その後の4月21日に開催された連合町会長会議では、各町会連合会でご理解を頂いたものとして、人工芝化を進める旨を説明いたしました。

広報千代田には、4月5日、5月5日号に、外濠グラウンドの工事を行う予定がある旨を掲載し、ご議決いただいた後には、7月20日号にもグラウンドの整備工事について掲載する予定でございます。また、区ホームページには、5月19日に掲載いたしました。

一番下ですが、マイクロプラスチックの調査を行っている、一般社団法人のピリカさんと意見交換を行いました。

裏面をご覧ください。各関係機関への手続きでございます。

国有地であるため、関東財務局と調整をいたしまして、令和3年12月6日、利用計画変更の手続きを完了しております。

新宿区とは、令和3年12月17日、運動施設の利用に関する確認書を取り交わしました。

助成金を交付していただく予定の独立行政法人日本スポーツ振興センターから、令和4年4月22日、地域スポーツ施設整備助成の内定通知が送付されました。

史跡「江戸城外濠跡」の指定範囲内であるために、文化庁と調整をいたしまして、令和4年4月22日、現状変更許可の手続きを完了しております。

一番下の東京都環境局ですが、土壌の関係の手続きでございます。本計画では、現状のグラウンドの上に人工芝の構造を載せる計画ですが、天然芝を剥がす行為が掘削に当たることから、東京都環境確保条例第117条第1項に基づく土地利用の履歴等調査届出書を提出し、令和4年6月2日に手続きが完了した旨の文書を頂きました。

参考資料5をご覧ください。これも小枝委員からご要望のありました、工事費の内訳が分かるものをご用意いたしました。説明は省略させていただきます。

参考資料6をご覧ください。こちら小枝委員からご要望のありました、設計委託の内容が分かるものをご用意いたしました。説明は省略させていただきます。

最後に、参考資料7をご覧ください。これは岩田委員からご要望のありました、マイクロプラスチック流出抑制フィルターの性能が分かるものとして、カタログをご用意いたしました。

まだ製品として日が浅いためにデータはないようですが、下段の【ご利用時の注意事項】の黒四角の一つ目に、ヤーン、ゴムチップの流出を抑制し、回収することを目的とした簡易システムで、（すべてのヤーン、ゴムチップを収集することは出来ません）との記載があります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○嶋崎委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

○岩田委員 資料を提出していただきましたが、このフィルターの性能の分かるものというふうに言いましたが、これで性能が分かるとはとても思えません。

で、その何、一番下のところに簡易システムって書いてありますよね。あくまで簡易シ

ステム。簡易なんです。だから、その後の括弧書きに（すべてのヤーン、ゴムチップを収集することを出来ません）と書いてあるんですよ。だから、それを、その性能を教えてくださいと言ったんです、僕。どれぐらいの性能でゴムチップが流れるのかと言っているのに、ただ括弧書きで、1行だけで、これで性能が分かるわけじゃないじゃないですか。そこはどうなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げましたとおり、製品としてまだ日が浅いために、そういうデータはございません。ただ、全てを回収できないということですが、まず、マイクロプラスチックの20%が人工芝の破片であると。そういう調査を発表したピリカという団体の代表が、人工芝の場合は、フィルターを水路につけるとか、人工芝のグラウンドの横に、漏れないようにちょっとした壁を作るとか、具体的な解決策ができるとコメントしております。今回は、この収集だけでなく、周りの土留めを作るんですけども、そこにも透水シートを張って、そちらのほうに、例えば風で流れていかないような、そういう工夫をしております。

また、その団体の調査結果では、流出している人工芝の80%は、グラウンドで使われる人工芝ではなく、玄関マット、それからゴルフ練習場で使われる人工芝であるということが分かってございます。

○岩田委員 結局、説明も堂々巡りなんです。だからね、できたばかりだから、性能のデータがありませんとか言っているけど、だから、その性能を示すものと言ったんですよ。このぺら1枚でどの程度分かるんだという話で。それはね、設置の仕方とかもいろいろありますよ。でも、例えばね、それを使うんだったら、例えばですよ、実証実験を試してみる。あくまで例えばですけども、グリーストラップってご存じですか。グリーストラップ。分からない。飲食店とかで、こう、水をばーって流して、ちょっと深くなっているところがあって、その途中にパイプがあって水が流れる。で、汚いものは下にたまるというのがあるんですよ。そういうのを例えば使って、どれぐらい流れ——フィルターの後ろのほうにグリーストラップみたいなものを作って、で、最終的にどれぐらいのマイクロプラスチックが流れるのか検証をしてみるとか、そういうことをしてみないで、何かね、このぺら1枚だけ出して、まだ新製品だから分かりません、納得していただきたいと言われても、納得できないんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのような検証、そもそも、これで何%確保できるか、そういうものは製品会社がするものだと思います。それを我々のほうがちゃんと確認していくということが大事だと思っております。

ただ、このフィルターですけども、環境省が推奨しているグッドプラクティス集、そういうものに取り上げられているものですので、今後、その辺は、どれぐらい取れていくのかとか、そういうのを確認しながら、さらに性能のいいものを使っていくと考えられます。

○岩田委員 環境省が、こう、何、お墨つきをといってもね、それで何、もっといいのがあったら次使ってみますって、ここで実験するようなまねはしてもらいたくないんですよ。ちゃんと、そういうのをね、実証実験してから使ってもらいたいんですよ。それでね、ピリカさんがと言うんだけど、ピリカさんと意見交換しました、しましただけじゃなくて、その中身はどんな感じだったんですか。

○印出井環境まちづくり部長 少し、若干、経緯も含めてご説明申し上げます。

こちらの今日の参考資料7でお出ししたところでございますけれども、このカタログの中の一番最初の項目として、基本的には、芝葉やゴムチップを効率的に収集というふうに記載はしています。基本的には、ここで収集すると。ただ、100%ではないよということも含めて、下のところで注意書きを書いていると。先ほど課長のほうは下のほうのみを説明したんですけれども、そういうような趣旨のものであるということでございます。

それから、一般社団法人、一般社団としての顔と株式会社の顔と両方持っているんですけども、そういった、こういった人工芝に対して、モニタリングをして、ソリューションをこれまでも幾つかのところで提案しているピリカさんでございますけれども、ピリカさんのほうが、まさにこういった取組について先行的に実施をされておりまして、具体的に、兵庫県のこういったサッカーグラウンドの中で、人工芝のマイクロプラスチック化を防ぐことについてのソリューションについての提案をしていると。そういったものが環境省のベストプラクティスとして認められているところでございます。我々としては、そういった具体的な実践の、まさに実際の競技場の中で集められたデータと、それに基づいたソリューションを、我々の今回の外濠グラウンドのほうで継続して実施をしていきたいと、採用していきたいというふうに考えているところです。

それから、基本的には、ここで人工芝を一旦網にかけると。さらに、基本的には、それから後、下水に参ります。下水のほうでは、大方、様々な研究がありますけれども、9割方、マイクロプラスチックが捕捉されるという状況になっておりますので、この2段階の捕捉の中で、大方の課題は解決できるのではないかというふうには思っておりますけれども、先ほどの課長の答弁を補足すると、我々としては、引き続きモニタリングをしていくような形で、しっかり対応してまいりたいというふうに認識しております。

○岩田委員 ほかの自治体のことじゃなくて、この千代田区とピリカさんとの意見交換の中身を聞いているんです。

○印出井環境まちづくり部長 まさに先行事例としての兵庫県での取組について、こんな状況なんですよと、こんなことをやっていますよと、こんな形のソリューションがあります、一つとしては、こういったフィルターのソリューションもありました。それから、フェンスの下のところに不織布を張るとか、そういったソリューションもありました。それから、人工芝の外縁に、少しほかとは違うような色味をつけるとか、それから、ゴムチップについては比重の重いものをつけるとか、様々な形でのご提案を頂いております。そういったものをもう少し詳しく、この外濠公園の中でも適用するということについて、今後、ピリカさんなのか、まだはっきりはしませんけれども、そういった研究機関等と連携協定を結ぶ、あるいは委託契約を結ぶなどして、しっかり、事前の対応策、それから事後の検証に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○岩田委員 それはまあ、ないよりかはいいと思います。何もないよりかは、それはピリカさんも、「ああ、何かつけてくれるんですね、ありがとう」という話もあるんですけど、先ほど部長が、何、これをつけた後に、今度は下水のほうで、二重に何だ、捕捉するみたいなような、それで大丈夫だろうみたいなことを言っていましたけど、大丈夫ですかね。結構、海の中にマイクロプラスチックって、結構な量、沈んでいるってご存じですか。

○印出井環境まちづくり部長 今日は環境政策課長がいないので、私のほうから。



マイクロプラスチック、多分、2種類あると思います。一次的なもの二次的なもの。例えばいろいろ化粧品なんかに入っていたスクラブとか、まあ最近は少なくなってきたと思いますけど、そういったものですか、あるいは、まさに多分大阪のG20で課題になった、レジ袋が海で分解されて細かくなってマイクロプラスチック化するというようなものかなというふうに思っています。ですので、大方、下水の中では、日本の下水システムの中では、かなりマイクロプラスチックが沈殿されて、そういったところの中で取られていくということかなというふうに思っています。

ですので、我々のほうとしては、直接こういったものが川に流れるとか、そういうことのないような形での取組が重要だというふうに認識をしています。

○岩田委員 それで、堂々巡りになっちゃうんですけど、だからこそ、この性能をという話を僕はすごくしたんですよ。まあ、いいですよ。結局、これは堂々巡りだからね。でも、まあ、ちょっとこれ、あくまでこれ、さっきのほうに行っちゃいますけど、一番下の四角囲みの一つ目の星のところ、このメーカーさんはね、もう最初からくぎ刺しているんですよ。何か文句言われても大丈夫なように。簡易システムです。だから、全てのヤーン、ゴムチップを収集することはできませんと言っちゃっているんですよ。だからそれを、それなのに、何か、その前の行のね、「ヤーン、ゴムチップの流出を抑制し、またそれらを回収することを目的とした簡易システムです」って、「回収することを目的とした」って、そればかり強調するのはどうかなって。だからこそその性能をと言ったんですよ。まあ、いいですよ。それはもう、堂々巡りだから。

で、また別のところでね、（発言する者あり）あ、ごめんなさい。（発言する者あり）じゃあ、すみません。

○嶋崎委員長 いやいや、おしまいにしちゃってこないかな……

○岩田委員 1点、まあ、ちょっと堂々巡りだったから、その質問はいいです。今のことで。

○嶋崎委員長 今のは、だから、もう、意見だったら意見を言ってください。

○岩田委員 だから、今、今言いました。

○嶋崎委員長 いや、意見を……

○岩田委員 堂々巡りなので、それはもう、いいです。はい。

○嶋崎委員長 いや、「いいです」じゃなくて、意見を言ってください。

○岩田委員 はい。

○嶋崎委員長 堂々巡りだって、整理するのは僕だから。

○岩田委員 あ、はい。すみません。だからね……

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 はい。はい。委員長。

だから……

○嶋崎委員長 落ち着いて。ね。

○岩田委員 ありがとうございます。

○嶋崎委員長 けんかしているわけじゃないんだから。

○岩田委員 はい。はい。

○嶋崎委員長 議論をしているんだから……

○岩田委員 はい。

○嶋崎委員長 落ち着いて、ちゃんと意見だったら……

○岩田委員 はい。

○嶋崎委員長 ご自分の意見を言ってください。

○岩田委員 分かりました。今から言います。はい。

そのね、今言いました、四角の囲みの1番目の簡易システムです。だから、（すべてのヤーン、ゴムチップを収集することは出来ません）って、くぎを刺しているにもかかわらず、その前の1行を、前のところ、「ヤーン、ゴムチップの流出を抑制し、またそれらを回収することを目的とした」って、そればかり強調するのはいかげなものかなと思うんです。意見として。

○嶋崎委員長 それはご意見として承るようになさってください。

小枝委員。

○小枝委員 ただいまのMPフィルターの関連のところでお伺いします。この、何ていうんですか、これの機械を取り付けるところというのは、今日出していただいた参考資料2のところでは、どこら辺に何台つける予定なんですか。そして、今までのところ、例えば九段小学校、今までのところは、そういうものは全く使っていないということでしょうか。ちょっと、場所と、あと、今、予算内訳も出してもらったので、ここにそれが入っているんですけど、幾らなんですというのを教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず場所ですが、こちらのテニスコート側にU字溝がございます。こちらの集水ますが、ちょっと分かりにくいですが、2か所あるんですけど、その集水ますの手前に、このフィルターを設置すると。あと、図面で言う右側のほうでは、人工芝舗装、あ、何だ、一番終末のほう、JRに近いところ、こちらにますがございますので、そちらのところにつけるということでございます。（発言する者あり）

○小枝委員 2か所。（発言する者あり）給排水設備かな。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません。ちょっとお時間を頂きます。申し訳ありません。

○嶋崎委員長 休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時11分再開

○嶋崎委員長 委員会に入ります。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 お時間を頂きまして、申し訳ございません。

まず場所ですけども、この図面で言いますと、テニスコート側に2か所、それから図面で言うところの反対側、観覧席、それから人工芝舗装ってあるんですけど、グリーンって書いてあるんですけども、そちらのほうにもU字溝がございます、そちらの終末のところは1か所、合計3か所でございます。金額のほうは、参考資料5の設備工、雨水排水設備工の中に入っております。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 この議案で確認するのもなんなんですが、実験ということは、やっぱりあるとは思うんですね。ないとは言えない。でも、それは区民が望んで、区民の心配を取り除いたり、区民がもっとよくなるなというふうな思いの中で実験ということになるわけだから、そういう点では、これは、そのところが協働・参画の手続を踏んでおりませんので、区民からの問合せとか、小さな、こう、分かりづらい広報でしたけれども、それを見てのご意見とかいうのは受けていないのかお答えください。

○嶋崎委員長 小枝委員は、協働・参画については全部やっていないねというふうに言われているけど、そこら辺もちゃんと説明をし、それでどうなんだということを書いてくださいよ。

○小枝委員 あ、委員長。

○嶋崎委員長 いいよ。

○小枝委員 ちょっと追加しますと、予算委員会のときに質疑がありまして、そのときに、これは軽微な変更なので、協働・参画の対象外にしたという答弁があったものですから…

…

○嶋崎委員長 それをなぞっているわけね。

○小枝委員 そういうことです。はい。

○嶋崎委員長 はい。

ということだそうです。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、参画・協働ガイドラインにのっとっていないということですが、これもご説明しましたが、外濠公園グラウンドというのは、面積約3万8,800平米の外濠公園の一部でございますので、公園の全面改修ではございません。

また、今回の工事は、施工面積7,000平米という大規模なものになりますので、事業というのを整備としておりますが、内容的には、グラウンド面を直す補修工事と捉えております。

さらに、ここ、当該グラウンドが国指定史跡の江戸城外濠跡の史跡指定範囲内に存在しておりますので、ほかの公園のように、ご意見を頂いて、遊具など、そういうものを、いろんな設備、そういうものを設置できるようなことができないということがございます。

参画・協働ガイドラインに沿っておりませんが、利用者の意見聴取で、中学校、小学校、幼稚園、保育園、それから体育協会、こちらについても意見聴取を行っております。

それから、先ほどもご説明したとおり、整備内容についても、野球連盟ですとかサッカー協会からご意見を聞いております。

また、先ほども申した、本年4月5日から4月20日にかけて、各出張所で行われた町会連合会におきまして、前回お示しした資料、それをもって——あ、前回じゃないか。そうですね、フィルターだとか、そういう課題を示した資料をもちまして、説明させていただきました。その中で、ご意見というか、ご質問としては、体育大会に関する事、そういうものがございました。あとは、そのとき私が受けた質問としては、整備費が幾らなのかとか、そういうようなご質問がございました。

はい。以上でございます。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 その説明は何度か聞いているわけです。で、その団体聞き取りという形は、

協働・参画のガイドラインの考え方とは、それもやるけれども、多様な意見をしっかりと聞き取っていきましょうねということで、パブリックコメントをやりましょうと。特に区内唯一の施設であれば、遊具を入れないというのは、別にみんな分かりますよ。文化財だから。そういう前提を言えばいいことで、その中で、先ほどの岩田委員のような、ああいう環境的なやり取りであるとか、あるいは暑さに関するやり取りであるとか、利用日数がどのくらいあるのかというやり取りであるとか、他の運動項目はどうするのかという、そういうやり取りがあって議案が出されてくると、議会も非常に安定するわけですよ。万能じゃありませんのでね。そこの聞き取りをしましょうというのが、参画・協働の在り方ですから、環境まちづくり部の中では、これ、くどくどとは、この点は言いませんが、例年、年度当初に参画・協働のガイドラインについて、どのフェーズでどんなふうにやりますかという、一旦、庶務担課長で共有する場があるということも予算委員会の中で確認されていますが、環境まちづくり部の中の担当、それを検証する、今、区は軽微な変更と考えたわけけれども、これはこうしましょうということをお願いするのは、どこの課のどこの担当者が、それぞれの部であると思うんですけど、どなたがそれをちゃんと認識しているんですか。各担当任せなんですか。

○印出井環境まちづくり部長 今、小枝委員のほうからご質問を頂きました。

それぞれの公園整備等について、参画・協働ガイドラインというのは、参画・協働ガイドラインという規範的なものに対して、どうやって運用していくかということについては、ガイドラインに照らしながら、そういったガイドライン運用の所管課である企画課にも照会しながら、こういったものが必要なのか、どういう手法がいいのかということについては、各課のほうで判断しながら、当然、部の中の課長会でも確認をしつつ、私のほうでも承知しながら進めているところでございます。あ、そういうことですね。はい。すみません。

○小枝委員 担当課というのは、ないわけですね。

○嶋崎委員長 あ、はい。

○小枝委員 庶務担……

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 いや、答弁漏れです。

○嶋崎委員長 はい、言ってくださいよ。

○印出井環境まちづくり部長 はい。今の、あ、担当課について。

○嶋崎委員長 係。はい。

はい、部長。

○印出井環境まちづくり部長 ですので、強いてそういったことを調整する担当課ということであれば、環境まちづくり総務課になるのかなと思いますけれども、そういう課長会等の会議を設定すると。そういった中で、それぞれの整備についての意見交換をするというような、調整役としての環境まちづくり総務課ということになろうかなと思います。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 分かりました。

それで、3万8,800平米の一部の7,000平米だから、軽微な変更と捉えたというご説明だったわけですけども、区民の目からすると、そういう、何ていうか、行政の捉

え方、基準なき捉え方というんですかね、どんなことでも軽微な変更と言ってしまうえば、パブリックコメントもやらなくていい、何十億かかってもやらなくていいとか、そういうふうになってしまうので、それは指摘をここはしておきますが……

○嶋崎委員長 してください。

○小枝委員 参画・協働をしっかりとやらなかったことは、これは今後大いに反省を残すことになると思います。

なぜならば、区民は、いろんな、区のそういう実験的な施策に関わって、実体験しているわけです。例えば昌平小学校の屋上校庭は、全天候型で便利だねと言っていたけれども、天井を開ければ暑くて子どもたちは体育座りもできない、天井を閉めれば蒸れちゃって風も通らない。本当に5月の運動会でも苦しい、厳しい状態が発生している。九段小学校は、現にもう雨の日もその翌日も使えない。そういう状況が発生していることを、きっと私もごく一部しか知ってなくて、区民は多様なことを知っているわけです。で、議員にはやっぱり限界があります。そういうことを聞き取った中で、ベストチョイスをしてきてくれるという行政の安定感が極めて低いなということを感じるわけです。面倒くさいからやめちゃえというやり方になっているんです。それについては、やはり大いに反省すべきだし、いつも今度からは今度からはとおっしゃるんだけど、これを軽微な変更と捉えたのは非常に禍根を残すことではないかというふうに思いますが、そこについては予算委員会のとくと同じ判断をしていますか。私、具体の例を挙げて申し上げましたけれども、同じ考え方をしていますか。そこは確認させてください。

○印出井環境まちづくり部長 今、先ほどのガイドラインの運用についてのご指摘がございました。

本件については、やはり参画・協働ガイドラインで示されている公園の例示、これは日常的に、一般的に様々な方々、お子さん、お年寄り、それから周辺の学生さんとか社会人とか、そういった利用の中で、やはり様々な意見を聞いてこようということで例示がされているのかなというふうに思っています。そして、既に野球グラウンドを主として運用されているものの機能改善、稼働率の向上、そういったところかなというふうに思っております。それらを総合的に判断する中で、いわゆる参画・協働ガイドラインに書いてあるままの区民参画の手法ではなくて、それを補うような形で関係団体から意見を聴取してきたということでは、私のほうでは一定程度適正なものだと思っています。

一方で、ご指摘のとおり、マイクロプラスチックですとかヒートアイランド対策、若干、専門的なことは、まさにこのグラウンド整備が議会の中で議論の遡上に上ってきたときに、まさに議会の皆様方から専門的な形でご指摘を頂いたということで、議会としてのご指摘を我々としては踏まえて、様々調査研究をして、それに対する課題解決の選択肢をお示しながら、今回、予算、それから契約というふうに進んできたところでございますので、我々の考える区民の皆様方の意見を聞きつつ、議会からの意見も聞きつつ、契約に至ったということでは、適正なものであったというふうには認識しております。

○小枝委員 次の論点に行きますね。

参画・協働をやっていない、議会からの要望だったからやっていないというふうになると、また議会のことになってしまうんですけど。資料を今日出してもらった、参考資料2と参考資料3というのを見てもみると、2のほうはフットサル場がありますね。それで、

これ、普通に考えると、これ、芝の線の色を変えとか、そういう造作物の中に入ってくるんじゃないのかな。私の認識違いですかね。この、当初から、私、パースを作っていない、つまり議会にも住民にも分かりやすく示すつもりがないという、それで設計費の内訳も出してもらいましたけれども、この様々なスポーツの線が、例えば陸上競技の線とか、ゲートボールの線とか、そういうのが入ってくるんじゃないかなと思うんだけど、このイメージ図ではなくて、工事概要図のほうにはある。これは後から白い粉でやるんですか。ちょっと教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまのご指摘の、まずこの工事概要平面図とこのイメージ図がちょっと違うということで、それは、実はこのイメージ図ですけども、ちょっとパースにつきましては、パースは立体的なものを、それを示すということで、今回は平面的に改修を行うということで、基本的にはこの工事概要平面図で分かるという認識を持っておりましたが、こちらのイメージ図のほうは職員のほうの自前でちょっと作成したものですから、この中にミニサッカーのラインをちょっと入れるというのはなかなか難しいところがありましたので、そこのところをご勘弁願いたいと思います。

それから、このラインですけども、運動会で使ったりとか、ゲートボール、使うのを想定もございませう。その全てをラインを引いてしまうと分からなくなってしまうというのがありますので、基本的にはこの野球のライン、白いラインと、このミニサッカーのライン、こちらは色を少し変えて黄色ですとか、そういうものを使うと。あと、ゲートボールとか運動会の、何ていうんでしょうかね、ラインを引くときはマーカーをこのグラウンドの中に設置しておりますので、そこに沿って、この人工芝の場合は石灰ではなくて卵を砕いた、そういうものを使うようなんですけども、そういうもので対応していくと。あとは、上に載せる、おもりのようなラインを載せると、そういうやり方もあると聞いておりますので、その辺は運用の中で行ってまいりたいと存じます。

○小枝委員 そうしますと、この参考資料5のところ、グラウンド施設工の「ベース、マウンド、ゴール、その他施設」って書いてあるところの、私はその他施設とか、この中に芝の色で線を引くのかなと思ったんだけど、それはしないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 基本的には、この例えば人工芝、ブラウンですとか普通のグリーンだとか、これは同じ製品ですので、このラインにつきましても人工芝の単価ということになっております。ですからラインが増えても、それは同じ金額と。マーカーにつきましても、その他の施設というところに入ってございませう。

○小枝委員 私の聞き方が悪いのかな、この芝の色を変えた絵になっているんじゃないかということ、例えば黄色とかね、白とか、まあ、野球線が入っていますけど、そういう出来上がりの、こう、何というか、私はパースと言っているけれども、パースはないんですって、それもやっぱり住民に、とか議会に知らせようという気がないから、1,000万以上の契約、設計契約を結んでるのに、まあ、ないというのは、本当はないんですかというふう、それは、まあ、でも、職員が一生懸命作っているぐらいだから本当はないんでしょう。そういう、うーん、何というのかな、これ、じゃあ、野球線以外の芝の色変更というのはもうないんですか。ないの。その線は引かれていないんですか、もともと既存の芝の色を変えるというのは、野球線以外はないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 このサッカーのラインは入れる予定になっております。

○小枝委員 うん。だから、何色で。

○須貝基盤整備計画担当課長 黄色で。

○小枝委員 うん。

○須貝基盤整備計画担当課長 で、その色も、ですから同じ芝なので、今後、どの色ぐらいの黄色にするのか、その辺は調整してまいります。

○小枝委員 私はそういう、このイメージ図1のところちゃんとそういうものが入って、こんなふうになるんですよって示したところで、どうですか。私、サッカーをやらないし、野球をやらないから、その上でその人たちがいいねって言っているならね、ゲートボールの人もいいんじゃない、フットサル、陸上競技の人もいいんじゃないというふうに言っているなら、うん、で、またいろんな多様な目があるでしょうから、それはまあ一つの利便性という観点からすると。だけど、私、委員長、言いたいんですけど、イメージ図を出してくださいと言ったときに、イメージ図が事実の出来上がりの工事と異なるものであるという問題は、私はやっぱり残ってしまうと思うんですね。決してこれは意地悪で言っているのではなくて、その、どうなるんですかと言ったときに、色の違う芝の線が入るのであれば、それを示すのが厳正な委員会の資料であるものではないかと。出来上がりが何ですかって聞いているわけです。どうなんでしょう。

○嶋崎委員長 整理してください。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい、分かりました。あのさ、この工事概要平面図には、一応、サッカーの線引きもしてあるし、それから野球の線引きもしてあるんだけど、今指摘されているのは、このイメージ図の中で、参考資料3の中では非常に分かりにくいねと。これは確かにそういうふうに捉えることもある。で、これ、一生懸命、職員が作ったとか言っているんだけど、ただ、我々はこうやって議論をしているからまだそうなのかなというのは感じて分かるけれども、一般区民はなかなかそこは理解をしてもらえないところもあるのは確かだよ。だから、そこはちょっと工夫して、これからのの中では、せつかく町会連合会とか各団体とか、今までご説明をして、いいんじゃないんですかということでご理解をいただいているところまで来ているわけだから、さらに、これからはこうなるんですと、こういうふうな形で皆さんに使い勝手をよくしていただいて、さらには雨が降ったときでも、3日、4日たたなくても明るく日に使えるんですよとか、そういう非常に利便性が向上するんだと。で、分かりやすいねというふうにしたほうが、それは確かに指摘される場所かもしれないよ。そここのところはどういうふうに使っているのか教えてください。

○印出井環境まちづくり部長 今、小枝委員からのご指摘、さらに、そして委員長から整理をしてご指摘を頂きました。説明の中では、サッカーの線も入るんですよということについては、こういった平面図のレベル感の中で説明をさせていただきましたが、おっしゃるとおり、これができたときに、このできたものを見たときの印象ということについても事前にしっかりイメージできるような情報提供するということはあるのかなというふうに思っています。今後、整備に向けて、さらに今、ホームページでお示しをしているような資料だけではなく、ただ単にサッカーの線も引くんですよということ、仮定じゃなくて、こういった形でできてくるのか。それから、これまでの稼働状況の課題、機能面での課題、それから新たに導入する散水システムなどについても丁寧に説明をさせていただきたい

と思っています。ただ、先ほど申し上げましたように、サッカーの芝の線の色については、若干これから調整の要素がありますので、そういったものも含めてお時間を頂きながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 まあ、それは、はい、どうぞ。

○桜井委員 あ、ごめんなさい。

○嶋崎委員長 いい。それはいずれにしても分かりやすく、特に団体の方ともちゃんと協議をしながら出してください。

はい、桜井委員。

○桜井委員 あの、もういいの、小枝さん。僕、別の。

○小枝委員 私も別項目で。

○桜井委員 いいんですか。はい、じゃあ、委員長。

○嶋崎委員長 ええ、はい。

○桜井委員 入札のところをちょっと聞きます。今回は単体で応募されているところもあれば、JVで応募されてらっしゃるといふところもありますよね。先ほど説明を受けました。それで、工事の概要の内容のところを見ると、かなり施設の撤去もそうでしょうし、フェンスだとか、またはその電気関係だとかということで、より専門的なことがかなり分かっているということもあるので、JVで応募しているということもあるんだと思います。それで、この入札結果を見ると、最高の金額で4億7,400万円という金額が出ています。最低金額で、失格になりましたけども、3億8,600万ということで、8,700万ぐらい差があるんですよ、金額的にね。これは最高の金額の約20%に当たるということで、結構その差があるということなんですよ。そうしたときに、別にそのJVがいけないというわけじゃないですよ。もう認めている、最初からこの入札については認めているわけですから、別にそれは構わないんだけども、こういう金額の差が出てきているという現状を見ると、区がこのJVに対して、例えば何でJVになるんですかと。より専門的、うちの企業には電気関係がないからそういう形でより専門的な方に入ってもらうためにこういうような申込みはJVで行いましたというようなことを、こういう入札のときというのは金額の高低で決めちゃうわけですから、決めちゃうわけですから、そのときに一々その場面では聞ける話じゃないんだと思うけども、当初の入札の最初の段階のところ、区としてしっかりと応募をしていただく、施工していただくということを確認するということは、これ大切なことだと思うんですけども、そのところはどのようにされてらっしゃるのか教えていただきたい。

○武笠契約課長 入札いただいた際に予定価格よりもあまりに低いような金額で落札されたような場合には、果たして仕様どおりの施工ができるかどうかというのは、契約の相手方として決定する前に相手先と調整をさせて、確認をさせていただいております。その上で施工がきちんと行えるという確認が取れた場合につきましては、その入札いただいた金額で落札という形を取らせていただいております。今回もJVにしておりますところの理由の一つに、区内の業者さんが参加できるようにするためというところがございましたけれども、今回、落札されたところもJVでしたので、落札されたところにもJVとして参加するに当たって、どのようなことがあったのかというようなところなどを個別に聞き取りをするなど、今後、JVの案件でより適切な契約ができるように努めてまいりたいと考



えます。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。桜井委員、ちょっと違うと思うんですけど。

○桜井委員 ちょっと、まあ、区がね、区内の業者さんに配慮をして、で、こういう区の工事についても参加をしていただくという配慮をされていらっしゃるということは分かりました。分かりました。で、一方、やっぱりこういう税金を使う、こういうね、工事ですから、やはりしっかりとした、やはり工事をしてもらわなければいけない。ですから、そこはやはり今の課長の答弁では分かりましたけども、一方ね、一方、やっぱりしっかりとした工事をしていただかなければいけないと。さっき20%って僕、話をしましたけども、やっぱりこれだけ金額が離れてくると、業者さんの中に、もちろんその施工の概要という、内容については事前に知らされているわけですから、それにかなうようなきちっとした、その考え方、設計をして応募してくるということは当たり前の話なんですよ。当たり前の話なので、その中でその工事、入札については、区のほうではね、区内の業者さんをしてできるだけ取り入れられればということでJVも考えていますということなのであれば、しっかりとしたその、何というのかな、工事をしていただくための、そういう事前のその、何というんだろう、チェックというか、応募がどんな応募なのかということをはきちっと、やはり区としても承知しておいたほうがいいんじゃないですかということを行っているんです。で、それともう一つ、この入札が終わった後、工事がもちろんされて、その後の検証についても、これは今度は契約課じゃなくて、専門部署のほうになってくるんですけども、そちらのほうでの検証がきちっと契約課と連動した形の中でされていくのかどうか、そこら辺のところも、現状こういう形でやっていますというところをお答えいただけますか。

○武笠契約課長 失礼いたしました。入札につきましては、あくまで金額による競争というところになりますので、それぞれができると判断された金額で入札をしていただいているところでございます。ただし、落札いただいた業者さんにつきましては、この金額で果たして十分な施工ができるかどうかというところは、所管も含めまして確認をさせていただいております。また、工事の事後につきましては、工事の成績の評価をしてございまして、そちらは所管のほうでも契約課のほうでも契約上きちんと履行されているかどうかというチェックを行っておりますけれども、そうした中で工事の評価というのもしておるところでございます。

○桜井委員 いいです。

○嶋崎委員長 いいですか。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 その今の契約のところ、私も聞きたいところがあって関連させていただきま。その、何で区外業者なんですかということ資料要求いたしました。結論から言えば、共同、まあJVだから第2順位のほうが区内に、丸の内に事務所あるんですよという落としどころでした。そこで疑問なんですけれども、ほかの区は、やっぱり高い税金払って区内に事務所を置いて頑張っているところにちゃんと還元していこうという工夫をしているんですよ。何で千代田区はこういうやり方をするのか、非常に違和感があって。そこで

聞きたいんですけども、単体事業者で入札した場合、この対象となる事業者は何者あったんですか。

○武笠契約課長 今回、運動場施設に該当する区内の登録業者は21者ございました。ただし、これまでの工事の実績などを、また、それぞれの企業の資本などを確認させていただきますと、実際にこうした大きな工事の実績として認められるのは数者にとどまるという状況がございましたので。

○嶋崎委員長 数者って、何者か分かるの。

○武笠契約課長 当初確認した場合が、業種が造園の場合で確認したところだったんですけども、造園と運動場施設とほぼほぼ同じようなところが登録しておりましたので、造園の場合ですと区内では2者のみという結果がございました。

○嶋崎委員長 造園はね。

○武笠契約課長 はい。ですので、運動場施設も大体同数程度と考えております。

○嶋崎委員長 そこも2者あったの。そこも2者だったの。

○武笠契約課長 申し訳ございません。そこまでがちょっと確認できていなかったんですけども、登録業種として運動場施設と造園と両方持っているところがほとんど同じでございましたので、ほぼほぼ2者程度であろうと考えているところでございます。区内業者に絞りますと、なかなか競争性も働きませんし、場合によっては不調ということも考えられますので、区内業者に絞るということについては今回は見送らせていただいたところでございます。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 そんなことはないですよ。今まで1者だって2者だって、1者の場合はやっぱりよくないねという指摘が委員会でもありました。だけれども、2者、3者、ましてや4者となれば、それは十分に競争が働くわけで、区内業者に請け負ってもらって、で、施工後も区内業者が見守ってくれるという体制がいいに決まっているし、まして分離発注の問題もある。このやり方をすれば、結局、区外業者がその他のほかのものまで全部安いところを調達で、区内へのこの5億何千万の還元というのが全くない状況になりかね、まあ、第2者があるとはいえね。非常に違和感があります。なので、(2)の単体事業者で複数者あったのであれば、区民の本当に営業を、区内の固定資産税、家賃払って頑張っているところに還元するという意識が全くなかったというのは、契約の姿勢としては非常に問題だというふうに私は感じています。それについて、お考えはいかがですか。

○武笠契約課長 入札参加資格要件のところでも必ず単体であってもJVであっても千代田区の業者さんに参加いただけるような工夫はさせていただいているところでございます。今回、入札の結果として、JVで代表者は区外の業者という結果になりましたけれども、工事の規模ですとか、その内容などによりまして、今後も参加資格要件の中で区内の業者さんがより多くご参加いただけるような、そういった工夫はしてまいりたいと考えております。

○小枝委員 委員長。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません、はい。これについては工事内容、三つ大きく、園路広場工ですか、それから管理施設工ですか、それから設備工というふうになっていますが、こういう、

これを一括で、私はほかの区の例も挙げて、分離発注をすることによって区内事業者がここにさらに入っていけるようにしていくべきだし、そういう議論を議会ではずっとしてきたよねという話もしたんですけれども、今の答弁からも、やはりそういうふうな全く熱意は感じ、得られませんし、本当に区内で商売を営むことの大変さを共感していただけない判断だというふうに思いますね。

○嶋崎委員長 ちょっと、それね、小枝委員、いい。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 僕のほうで1回整理させてくれるかな。この件については、今までも当委員会で契約については、これが全てだとは言っていない。いろんな、その時代時代でいろんなことがあるよねと。ただ、区内の業者さんは、今、小枝委員が言ったように、やはり高い税金を払って、そして、いろんな試行錯誤しながらやっていただいている。ここにきちっと、まず、それなりの情報提供をして取っていただくというのが、これが基本だよなと。で、例えば事務所が電話一本だったりすることも今までの中であったんですよ。そういう中で、例えば総合評価制度とか、そういうことも含めてやっていこうよというのは、これずっと議論をしてきている。東京都のその契約のいろんな手法も横にらみをし、近隣の区のその契約制度も横にらみをしながら、ずっとこれは積み上げてここまで来ているんだよ。正直、今の課長の答弁は非常に冷たい。俺も冷たいと思っている。これ、ちょっと、部長、ちょっときちっとこのところ整理して答弁してくださいよ。

○中田行政管理担当部長 ただいま委員長のほうからもいろいろ契約のこれまでの経緯等のご説明を頂きましたけれども、これまで契約に関しましては何が正解というところもないかと思えます。様々なご意見などを頂きながら、また、よりよい方法というのを少し整理をしていきたいと考えております。

○嶋崎委員長 いや、だからさ、それはそんなの当たり前だよ。それは今までだってずっとやっているんだから、そうじゃなくて、やっぱり区内の業者さんに対しての配慮とか、それから、せっかく総合評価制度も取り入れたんだから、それも駆使しながら、やはりちゃんと区内の方たちにできる限り情報提供してとっていただけるようなシステムを構築していかなきゃいけないんだよ。そこのところの受け止めに、俺も言っているし、今までも、だから積み上げてきたのは間違いないんだから。だけど、今、部長が言ったように、これだっていないんだよ。だけど、そうはいても、今回のような事例もあったんだから、しっかりと受け止めてもらって、今後の中でもちゃんと当委員会にも情報提供してもらってさ、それでやっぱり区内の方をきちっと、納得のいくような、なるほどなというところに収めたいねというのが当委員会の今までの議論なわけだから。特に今回はこういう結果になっちゃって、第2順位では区内の方が入っているから全て否定するものじゃないけれども、もうちょっとしっかりと受け止めていただいけませんかというふうに言っている。

○中田行政管理担当部長 大変失礼いたしました。本日、小枝委員、また委員長からもいろいろご意見を頂きました。お話しいただきましたように、区内の事業者さんが入れるよということ、これまでも様々なご意見を頂いて、ここまで来たということもございます。本日頂いた意見も踏まえまして、もう少し区内事業者さんが参加しやすいような形というものも研究をして検討していきたいと思えます。

○嶋崎委員長 はい。委員会の中でもまたいろんな議論をしたいと思いますから、そこはまた情報提供ください。はい。

ほかに。

○大坂委員 ちょっと工事の詳細というか中身について少し何点か確認させていただきたいんですけども、この外濠公園総合グラウンドに関しては、通年利用ができなかったということだったりとか、雨が降ったときに水たまりができてしばらく使えなかったというところが一番大きな問題だということが出発点になってきたかと思います。今回、この人工芝化をすることによって、それは全て解決されるのか。通年利用ができるようになり、なおかつ雨が降っても翌日すぐ使えるようになるということでもよろしいんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回のこの人工芝化によりまして、今、条例上、1月から3月にかけては使えないと、3か月使えない状況がございます。それは、構わず年間を通して使えるということがございます。それから、雨によるその後のコンディション不良で使えないと、そういうものも、この人工芝の排水機能によってしっかりとできるようになってございます。雨がやんだ直後から恐らく、恐らくではないです、使えるような状態になると考えてございます。

○大坂委員 ありがとうございます。新しいグラウンドになるので、恐らく今、雨が降ってグラウンドが使えませぬような状況をその利用者の方に伝えたりだとか、そういう制限をかけたりだとかということもあるとは思んですけど、そこら辺の判断ですとか、管理体制だとか、そういったところも今の現状とは変わってくると思うんですけども、その点については何か変更する予定というか考え方とか、そういったところは何があるんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その辺の運用につきましては、またちょっと所管が違いますので、その辺については調整をして、またご報告させていただきたいと思っております。

○大坂委員 所管が違うというところはあるんですけども、やはり専門的な知識を持っているのは道路公園課のほうになろうかとは思っていますので、しっかりとその辺の情報共有というのはしていただきたいと思います。今回、マイクロチップの問題も出てきましたけれども、このフィルターを設置して、じゃあ、果たしてこれ、どれぐらいのサイクルで掃除をしなければいけないのかとか、そういったところも専門的な知識がやはり最初ないと、どうしてもそのまま、今のままの管理体制だとおざなりになってしまうというか、よくないのかなというふうに思っています。また、人工芝に関しても、一度敷いたらそれで終わりというものではなくて、やはり20年なのか30年なのかというような形で耐久性というのがあると思うので、そこをしっかりと管理することによって少しでも延ばしていくということにもつながると思いますので、その辺り、所管が違うからということではなく、しっかりと連携をしてやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの大坂委員のご指摘のとおりで、すみません、運用というのが、このグラウンドをどういうふうにするかとか、そういうものが所管が違うんですけども、維持管理等は私どもの道路公園課のほうで行いますので、それにつきましては当然この人工芝に関する維持管理、適した維持管理、それからその排水口についても適時確認するような形でメンテナンスをして、それで耐久性も、耐久性というか、なるべく長く使えるような形でメンテナンスをしてまいりたいと存じます。

○大坂委員 ありがとうございます。せっかく工事するわけですから、長く区民にとってすばらしいグラウンドであり続けるということがすごく大事だと思いますので、その辺りはしっかりとよろしくお願いいたします。

1点確認させていただきたいのが、先ほどの説明の中で助成金という話が出てきたかと思えます。これについては、どれぐらいの金額が助成金として出てくる見込みになっているのか、お願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 このスポーツ振興くじ助成金でございますが、4,800万という内定通知を頂いております。

○嶋崎委員長 いいの。はい。

ほかに。

○岩田委員 すみません、大坂委員の質問のちょっと関連で、まず耐用年数って、芝の耐用年数の話が前あったと思うんですけど、この芝の耐用年数と併せて、このフィルターの耐用年数ってどれぐらいなんですか、この機械自体の。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず人工芝の耐用年数というのがメーカーで言うところでは、一般的に10年と言われております。

○嶋崎委員長 10年。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただ、それはですね……

○岩田委員 10。

○須貝基盤整備計画担当課長 10です。そのハードに使われた、プロですとか、そういう者が使った場合の耐用年数ですので、そこを、メンテナンスをしっかりとしながら長くもたせていこうというところは考えてございます。

それから、先ほどのフィルターでございますが、これの耐用年数というのは、ちょっと、それこそ先ほど申しました新製品というのもあるので。

○岩田委員 これも分かんないんじゃない。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただ、これが人に触れて、物ではないので、穴が空くとか、そういうことも、これもステンレスですので、ないのかなと考えてございます。

○岩田委員 まあ、ちょっとこの写真で見る限り、何か、言い方はちょっと悪いんですけど、ちょっとちゃっちい、何か何千円かできちゃうような箱みたいな感じなんですけど、この性能も分からないような簡易なものを三つだけ、こんな大きなグラウンドで三つだけで何で大丈夫って言い切れるのかなというのがすごい不思議なんですよね。たった三つですよ、簡易なものが。僕、もっとたくさんあるのかなと思ったら。でも、たくさんあればいいってもんじゃないんですけども、こんなので大丈夫なのかなって思うんですよね。それで、メーカーが実験するものですとさっきおっしゃっていましたが、じゃあ、使って駄目だったらどうするのというような話もあると思うんですよね。ただメーカーが言ったことを信じるんだったら、ね、幾らでも、ね、いろんなものを買っちゃうと思うんですよ。だから、須貝さんがおっしゃっているのは何か、すごいもう落っこちそうなりつり橋を、大丈夫です、大丈夫ですって、いや、何で大丈夫なのって、いやいや、大丈夫と言っていますから大丈夫ですと言っているようなもので本当に心配なんですよ。大丈夫なんですか、これ、本当に。

○嶋崎委員長 俺、それはつり橋とは思わないけど、ちゃんと答えてください、そのこと

は。部長。

○印出井環境まちづくり部長 フィルターについては人工芝のような耐用年数を想定するというよりは、一つの設備機器ということで、適宜更新するようなものだろうなというふうに思っています。フィルターの運用につきましても、先ほど申し上げましたとおり、既に大規模な人工芝の競技場等で実績がある調査とその後のアドバイスについて実績がある専門的な調査機関と今後とも引き続きモニタリングやそれに対する解決策も含めて継続的に検討してまいりたいというふうに思っています。そういった中で、現実的に、今、排水桧との関係、桧の関係で設置できる場所は3個というふうに想定していますが、さらにその補強できるのかどうかということについても、今後、施工、完成までの間に再度検証してまいりたいというふうに思っています。

○岩田委員 じゃあ、最後に。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 じゃあ、この、あくまで簡易なものを増やすかもしれないよということですよ。はい。それで、これって、その最後に、何ミリぐらいのものまで取れるのかということ、これって大きさで言うと、多分これU字溝と呼ぶんだからU字溝のところにはこっちはめるんだと思うんですよ。でも、このU字溝とこのフィルターのこの機械の隙間のところって、こう、入っちゃうんじゃないのかなと思ったんです。そういうのはどうなのかなって、検証していないのかなというので最後です。

○須貝基盤整備計画担当課長 U字溝のところに、おっしゃるとおりU字溝のところにめるということで、あと、この、どれぐらいの目があるのかと。それは人工芝の破片、それからチップ、それが受け取れるような目の大きさということでございます。あと、その隙間についてもしっかりと、そこには水が通らないような施工、モルタル、あるいは、何でしょう、いろいろ水が通らないようにやっていきたいと考えてございます。

○岩田委員 その、ちゃんとサイズを言ってくださいよ。ちゃんと、その芝のところ。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 あ、すみません、委員長。だから、そのね、その芝をちゃんと受け取れるようなものですかじゃなくて、何ミリぐらいのものまで流さないように受け取りますよとか、そういうのを言ってくださいって。だから最初から性能、性能と言っているじゃないですか。

○小枝委員 どれぐらいの……

○岩田委員 そうそうそう、そういうことですよ。大きいのは受け取れても、小さいのは流れちゃうかもしれないじゃないですか。

○嶋崎委員長 休憩します。

午前 11時59分休憩

午後 0時02分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず1点、訂正をさせていただきたいと存じます。先ほどフィルターは3か所ということでしたが、その集水桧の両側に設置いたしますので6か所ということでございます。おわびして訂正いたします。

それから、集水柵のフィルターの目の大きさにつきましては、メーカーに確認しないと確認できませんので、ここではお答えすることができません。

それから、U字溝とそのフィルター、この機器の隙間につきましては、しっかりと水が漏れていかないような形で施工する予定でございます。

○嶋崎委員長 はい、よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 最初のときの質問でも聞いているんですけども、ほとんどの区民が今回、多くは知らない状況のままこれを、ある一定の区長決裁ということで進めていくことになるという姿勢で来ているわけですけども、小さな広報のこういうあれ見ても、大体、今日もちゃんとした絵が出てこないぐらいですから、あれ見ても分からないよなという広報が出ている。でも、出ているということは、広報はみんな結構見ますから、それに対して何らか区民からの苦情とか心配とか、これ違うんじゃないですかみたいな、何かそういう意見があったのかなかったのか、電話とかメールとか区長への意見とか、そういうものがあればお知らせください。

○須貝基盤整備計画担当課長 私のほうには直接来ていないというところではございますが、神保町出張所管内の婦人部長の1人の方から、この人工芝の体への影響ですとか、あと、このフィルターの、どういう形でこれを回収するのか、そういうことのご質問はあったと。それについては、ちょっとまだ確認はしておりませんが、出張所長のほうから説明をしているというところでございます。

○小枝委員 それは確認しますけど、それ以外の質問、問合せ、あるいは不安ということは一切なかったということではよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、現時点で私どものほうにそのような質問、問合せ等は来てございません。

○嶋崎委員長 いや、私どもじゃなくてさ、その広報を通じてとか、そういうことも含めていなかったのかということを知っているんだよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 広報のほうからも連絡を頂いてございません。

○嶋崎委員長 なかったのね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○小枝委員 私は、多分、私自身が広報したせいだと思うんですけども、区のほうにこういう、こうこうこういうことを問い合わせした、申し上げたということが来ているので、まあ、これ、違っていると虚偽答弁になっちゃうので、いつも担当課長は、担当課長に聞くと、いや、私のところには来ていませんと言うんですけど、いや、私も電話しましたよ、いや、私も言いました、何か問い合わせしてこういうふうに答えましたよというのが、こう、ちぐはぐなんですね。ここでこう言ってしまえばみんなが安心してスムーズに前に進むというふうな形での答弁をしてしまうと、非常にその先がまた不都合なことになってしまうので、委員会上的見せ方だけではなくて、誠実な、ちゃんとこういう議案ですから、議案を考えるときに、区民からの意見があったかなかったかというのは非常に重要なことですので、間違いのないようにご答弁いただいて、私のほうの聞き取りが間違いであるなら、ここは一旦そのようにいたしますけれども。

○印出井環境まちづくり部長 今、担当課長のほうからご答弁申し上げましたのは、ある

程度そういった行為に対して町会長会議、婦人部長さんからのお問い合わせですとか、あるいは広報の区民の声等を通じてのお問合せですとかウェブサイトですとか、そういったような、ある種フォーマルな形の中では担当課長のほうで対応した、処理したというような経緯はないという形のご答弁だったと思います。そのほかに日常的な形での問合せ等もあるのかなというふうには思っています。そういった中にお声があったのかどうか、それについては今ちょっと私のほうでつまびらかに確認できませんけども、ただし、もう既に、まさに区民代表の議会のほうから、かなり早い段階でマイクロプラスチックについては課題であるというようなことで問題提起を頂いていますので、それを受けて、その際、関係の調査をした団体と、できるだけ早い段階で情報交換をし、これ以降、モニタリング等についても一緒に検討していきましょうよという形で、我々としても専門的な対応策については模索をしているところでございます。今日、ご準備の中でマイクロプラスチック、一般には二次マイクロプラスチック、5ミリメートル未満と言われてはいますが、そういったものに対応できるような設備だという認識はしていますが、この場でご説明できなかったということについてはおわび申し上げつつ、しっかり議会からも頂いた課題ということで、現時点での最先端の技術を活用し、今後できるだけ新たに生まれる技術とか運用方法をしっかり採用しながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○嶋崎委員長 はい、よろしいですか。はい。

○小枝委員 はい、まとめて。

○嶋崎委員長 まとめてって、今のでいいの、どうなの。それ以上何かあるの。

○小枝委員 あるけど、うん、あるけど……

○嶋崎委員長 いいのね、じゃあ。

はい、小林たかや委員。

○小枝委員 言っちゃっていいのかな。

○小林たかや委員 今、部長が答弁していただきました。僕、随分前に区民から、神田川と日本橋川にマイクロチップスが流れて行って非常に心配であるというのを随分前の段階で部長に申し上げて、資料もお渡ししたかったものですけども、それで今の答弁があると思うんですけども。

で、このフィルターの再度の確認なんですけど、何で6個出てきたかというのもあるんですけども、そもそもこちらの、先ほど何回か皆さんが確認しているんですけど、ゴムチップ、要するに全てのゴムチップスを回収することはできませんと。それはそうでしょう、全て。でも、そここのところはそうじゃなくて、やっぱりこういう技術でやる場合は予測量、もしくはこの平米ではこの運動すればこれぐらい出るだろうとか、今まで運動率は上げているから非常に利用率が高いとこれぐらいの量が出るだろうと。で、この6か所で取り切れると。取り切れる量で大丈夫なんだけど、抜けていくのはあるけれども、それは、その例えば何分の1とか、100分の1ぐらいで、その100分の1は川を流れて海洋に出ても問題ない量できていますとか、そういう何か理論的な、論理的なお答えを頂かないと、何か3か所が6か所になりましたみたいな、そういうことを言っていると、ちょっと不安になっちゃうんですね。やっぱり一番初めに頂いた区民の疑問に対してお答えをするときに、つけましたって、それで足りるかといったら、いや、足りるんですよと私が答えられるように少し論理的に答えていただきたい。全部取れないのは分かります。で、



外へ出ちゃうのは分かります。でも、外に放出されたのが、ここの量では問題がないんですということを書いてくれないと、それでは垂れ流しになりますねと言われたときにお答えができないので、その辺1回整理して、もう一度教えて、答弁いただくと私も安心するんですけど、よろしくお願ひしたい。

○印出井環境まちづくり部長 今、小林たかや委員からのご指摘でございますが、なかなか、その、これから整備する外濠公園総合グラウンドの中で定量的なご説明をする具体的なデータあるいは想定されるデータというのは持ち合わせていないというのが本当のところでございます。一方で、ご案内のとおり人工芝が採用されるようになってからもう数十年たちますけれども、そういった中で人工芝の強度というようなのも上がっているというの、また実態かなというふうに思います。それから、さらにマイクロプラスチックという観点で問題となってきたのも、やはりここ数年かなというふうに思います。そういった中で、先鞭をつけて調査に取り組んだと。今回、外濠公園総合グラウンドの観点の中から、区民からのお声はという形で先ほどご答弁したんですけども、マイクロプラスチックということについては、小林たかや委員もおっしゃったとおり、幾つかの問題提起があったかなというふうに思っています。それで、私も先ほどご答弁申し上げたとおり、環境政策の観点から、しっかりモニタリングをしていく必要があるだろうなというふうに認識をしておるところです。

戻りまして、この外濠公園のグラウンドの状況ですけれども、繰り返しになりますけれども、兵庫県等のサッカーグラウンド等での実績を踏まえて、こういった状況で、使い方、状況で、それに対してマイクロプラスチックの原因になるものがどのぐらいの量なのかということも含めた形での解決策を、まさに現場の中でデータを取りながら実施をしているような団体、先ほど来、紹介している団体がありますので、そちら辺りと、今ご指摘のあったデータの比較も含めて、今後、何か継続して運用する中で必要に応じてご説明をしてみたいというふうに思っています。今日のところはそういう形で、今後の中でしっかり対応していくことでご了解、ご理解を賜りたいと思います。

○小林たかや委員 それはよろしくお願ひしたい。コロナのコロナ禍のときにフィルターを売りに来た会社があって、それは非常にフィルターはしっかりしていると。そのフィルターを使うと全部、コロナ菌もちゃんとフィルターの中で取れてしまうという説明があったんですよ。その代わり、それは就業時、人が何人いるときに6時間やっているのと取れるということの説明だったんですけど、使い出したら、それ、6時間どころじゃなくて、いる人は困るからずっとつけていた、就業時間以降も。そうすると、普通1年もつものが半年で駄目になっちゃったんだけど、そんなことは使う人は知りもしないですとずっと使い続けてきて、フィルターがあるのにコロナが発生したと。それで、それ業者におかしいと言ったら、業者が、いや、これ1年使っちゃ駄目ですよと。フィルターが変わっていないからだというようなことになっちゃうんですよ。で、いいフィルターであってもフィルターの使い方を間違えるとやっていないのと同じになっちゃうので、先ほど管理の問題、大坂委員が言いましたけれども、そのフィルターの管理の問題もやっぱり含めて、これ初めにお約束していただかないと、フィルターがついているから大丈夫と言うけど、ついては用をなさないじゃ困るんで、その辺も併せてやってほしいと。で、やり出して、その6個の能力では、やっぱりオーバーしちゃって、これは無理だとなったときにも、そのと

きもどう対応するのも、やっぱりその辺をやらないと、公の運動施設ですばらしい施設ができたのに、そこから悪いものを排出してはいけないと思うので、その辺はしっかりと区が責任を持って進めてもらいたいんですけれども、いかがですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、小林（た）委員おっしゃるとおり、その、まず数ですけども、それは集水柵の前後につけるということで、そこで回収するというのが主の目的でございます。ですから、そこでどこまで取れるかというところを今後確認しながら、その部分だけで足りなければ、そのU字溝の各途中のところにもつけるということも考えられると思います。それから、こちらのカタログのほうにも書いてございますけども、定期的な回収除去と、そういうものをしていかないとオーバーフローしたりとか、そういうことになりますので、そこは逐一確認をしながら維持管理をしていくということでございます。

○嶋崎委員長 よろしいですね。はい。

○大串副委員長 いいですか、1点。

○嶋崎委員長 はい。

じゃあ、副委員長。

○大串副委員長 この排水溝、1,000万予算がついているんですけども、かねてからこの外濠公園のところの排水の設備が、なかなか水が流れないんだという相談が今までありました。ひょっとして、もう工事をやりましたというんだったらいいんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○嶋崎委員長 これまでの中の話ね。

○大串副委員長 うん。

○嶋崎委員長 はい。対策は講じてくれましたか。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまのご質問の、グラウンドということでよろしいでしょうか。

○大串副委員長 はい。

○須貝基盤整備計画担当課長 グラウンドですが、なかなか土の中を掘るということが、文化財であるということもございまして、そこができないというところがございます。今回、この人工芝を上に乗せる際に、そこに板状の暗渠を入れますので、そこを、まずは人工芝のところを下に下りて、その暗渠を水が通ってまいりますので、それを集水していくという形になっておりますので、そのところは解決ができてございます。現時点では何もそこは解決できてございませんが、この整備をすることによって、水たまりができるということはございません。

○大串副委員長 ということは、新たな排水溝を設けるということで、大丈夫ですよと。

あそこのテニスコートのところも水たまりがよくできるんですよ。そのとき、そういう相談したところ、ここはもう構造上難しいんだと、所管さんからはそう説明されてきたんで、抜本的な何か工事をするときに、その際に直しますから、よろしく願いますよと、そういう説明だったと思うんですけども、今回はそういった、何というのかな、グラウンドというかな、全体の排水溝ということでは、改善ということは着手はしないと。どんなに立派な装置をつけたって、排水のあれがうまくいかなければ意味ないと思うんで、

この辺は本当にどうなのかなと心配しているんですけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとどのようにご説明すればなんですけれど、このグラウンド面全体に排水計画を持って、板状の暗渠というのを張って、そこを歩いていきますので、下に水がたまるということがございません。（発言する者あり）排水溝が詰まっているというよりは、今のグラウンドに水がたまる原因というのが、水をそもそも下に吸っていかないということが原因になっておりまして、そこを解決するために板状の暗渠を使うというところでございます。

○大串副委員長 私は、構造がどうなっているか分からないで質問しているので申し訳ないんですけども、あそこの例えばテニスコートのところの椅子があるところなんか、常に水がたまって、何とかありませんかという相談があったと思います。その水ができるのとグラウンドで水がはけないのと、それは排水の管が一緒だと私は思っているんですけども、そうじゃなくて、今回はあくまでも外濠グラウンドの人工芝に伴うところの排水だけをやるので、板を敷いて、そこに新たな排水を設備してやるんですよと、そういうことなんですか。だから、全体ですよ、全体、あそこの外濠全体の排水がどうなるのかというのを知りたいんですけども、それはどうなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、大串委員のご指摘の、このグラウンド全体の排水というところは直しておりません。その配管から何から、そういうものは直してございません。テニスコートのところとグラウンド、そこはまた別になっているはずなんですけど、この面に関しては、先ほども申しましたとおり、グラウンド面に関しては、その板状の暗渠を使って、表面にはたまらない。で、そのままそのU字溝を通して排水をしていくというところでございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

木村委員。

○木村委員 これは議案ですので、判断する、賛否を判断する基準で幾つかあるのかなというふうに私は考えます。一つは区民や利用者の皆さんがどうおっしゃっているのかと。それから二つ目には利便性がどう向上するのか。三つ目には、先ほど言った熱やMPs、マイクロプラスチックの対策がどうなるのか。あと最後、ランニングコストがどうなるのかなという、ちょっとその辺で私なりに判断しようかと思っています。

で、これ、ランニングコストなんだけれども、現況と今後どうなるのかと。先ほどプラスチック対策として最先端の技術を、これからもいろいろモニタリングしながら、最先端の技術も生かしながらモニタリングしていくというお話をされました。そうすると、このランニングコストのこれが現在と今後どうなるのかということだけ、ちょっとご説明いただけたらと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、この現況の維持管理ですけども、天然芝がありますので、そちらに関しては約1,000万ちょっとかかっています。それが、この人工芝にすることによって、通常のメンテナンスでいきますと200万程度で、モニタリング等その辺に関してはこれから協議をして検討してまいりますので、その点についてはそれにプラスされていくというところでございます。

○木村委員 例えば、何だ、人工芝だと、何十年後かにもう一回更新するという作業がありますよね。天然芝だと、今後、何年かの間隔で見た場合に、更新するときというのはど

うなんでしょう。その間隔と費用というのは。

○須貝基盤整備計画担当課長 その何年かというところの想定もございますけども、これを人工芝を張り替えるというまた作業のときには、今度は上の部分を張り替えると。これと同じ金額がかかるものではないというふうに認識してございます。このまま土と天然芝の状態で行っていくとの比較となりますと、今のこの天然芝と土の状況では、この課題は解決できないというところと、人工芝にすることによって区民が通年利用できる。そして多目的にも使えと。そういうところを、スポーツできる環境を高めるということを総合的に勘案して、人工芝にしていくという考えでございます。

○木村委員 分かりました。

あと、熱とプラスチック対策なんだけれども、これまでいろいろ議論がありましたので、あまり言うつもりはありませんけれど、先ほどのフィルターって、あれ、1個幾らするんですか。6個で全体の1,000万の中に入っているということだけれども、単体、単価でどのくらいするのかなと。

○須貝基盤整備計画担当課長 これ、ちょっと先ほど申し上げたとおり、ちょっと今ここでは分からなかったので、申し訳ございません。そのフィルターの幾らというところがですね。

○嶋崎委員長 よろしいですか。いいですか。続けますか。

ちょっと休憩します。

午後0時25分休憩

午後2時29分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開をいたします。大変お時間を頂きまして、ありがとうございました。

外濠公園総合グラウンドの改修工事請負契約についてのところで止まっておりますので、午前中からの幾つかの課題があると思います。まとめて整理を頂きたいと思います。

答弁から入ります。担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 お時間を頂きまして、申し訳ございません。

まず、フィルターの構造のお問い合わせがございました。フィルターが、まず三重になっておりまして、この参考資料7をご覧になっていただいて、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、この格子状になっているのが5センチの格子になっていて、その次に8ミリの穴の空いているパンチングメタルがございます。そこから辺で、大きな葉っぱですとかいろんなごみをここでキャッチをして、最終的には直径1ミリの穴が2ミリのピッチで空いていると。そういう中でマイクロチップですとかその辺をキャッチしていくと、そういう構造になってございます。

この実績としてこれを使っているところは24か所あるということで、都内では江戸川区ですとか文京区などに実績があるとのこと。ただ、ちょっとまだやり始めたばかりということですので、その運用状況等を踏まえて、私どものほうでも対応していきたいと考えてございます。

清掃の頻度ということであれば、まず豪雨の直後など、そういうところは確認の必要があるというところは確認をしております。

それから、フィルターの単価でございますが、1基当たり13万6,000円というこ

とでございます。

それからもう一つ、もう一点、ちょっとおわびしなければいけません、問合せについて小枝委員からご指摘がありました。確認したところ、道路公園課の我が課のほうにあったということで、これにつきましては答弁修正をお願いしたいと思います。

内容につきましては、6月15日に、ホームページを見てということで電話でお問い合わせがありまして、主なことは、人工芝、通年利用となっているが、しっかり整備すればできるんじゃないかと。あとグラウンドの条例改正をすれば通年利用ができるんじゃないかと、そういうご質問ですとか、住民に対してはどういう説明をしてきたのかというご質問と、あと、もう工事は決まっているのかと、そういうご質問が、主なものとしてはそういうものがあつたと。そういうことでございます。大変申し訳ございませんでした。

○嶋崎委員長 はい。幾つかご質疑を頂いた部分でご答弁を頂きました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了いたしますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。討論はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 省略でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは……

○小枝委員 討論。討論。

○嶋崎委員長 討論をやるの。はい。

それでは、討論をお願いいたします。小枝委員。

○小枝委員 議案第31号、外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約について、反対の立場からの討論をいたします。

反対する理由は、質疑でも申し上げましたけれども、私は、区民がしっかりと適正手続の中で多くの意見を出し、今回5億円以上かけて行うこの工事が、安全、そうしたヒートアイランドの問題や、それからプラスチックの問題など、環境問題に対してもしっかりと対応しているとか、それから昌平小学校や九段小学校の例を出しましたけれども、子どもたちが暑過ぎて体育座りもできないような現状があるところに対して、しっかりとそういうことの心配もないよとか、そういう意味で、いろいろな角度から参画・協働等のガイドラインに基づいた積み上げと点検がされているのであれば、本当に利便性にかない、かつ環境への配慮が万全であるならば、区民の選択ということで賛成できるものでもあつたかもしれませんけれども、本日のやり取りを聞いておりまして、どれをとっても手順・手続がしっかりと取られていない。ほとんどの区民が知らない状態のまま進んでしまう。365日の中の本当にどのくらいの日にちが使えるのかも確認できない。ましてフィルター構造の中で、ちゃんと、そこは、何、お濠ですね、外濠の浄化、環境悪化がしないかということも確認できない。そういうところでは、とてもとても、この軽微な工事とは思えませんし、手続が踏まれていないとも思うので、これについては私は、情報公開も不十分であるという点から、反対をいたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

大坂委員。

○大坂委員 議案第31号、外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約について、賛成の立場から討論いたします。

外濠公園総合グラウンドは、野球を中心に、区民の皆さんが屋外スポーツを楽しめる区内で唯一の大型大規模屋外運動施設です。また、長年にわたり区民体育大会の会場となるなど、区民に親しまれてきた一つのシンボルであるというふうに考えています。しかしながら、芝生の養生期間など利用できない期間があること、また、水はけがよくないことから少々の雨でも使えなくなるなど、利用機会の観点から課題があり、より多くの区民が使えるような改修として人工芝化は妥当であると認識しており、我が党としても、過去、人工芝化を含む改修を要望、提案してきたところであります。

一方で、マイクロプラスチックやヒートアイランドなど、様々な課題があるということは予算委員会、予算の審議の中でも指摘されてきたことだと思っています。また、こうした面については、現時点における最先端の技術を採用するとともに、これからも新たな技術やモニタリングをすることなどで、しっかりと対応していただけるというところが確認できました。こういった課題にしっかりと対応していきながら、管理運営をしっかりとさせていただくことで、区民がよりスポーツに親しめる環境を今後もより一層整えていただくことを求め、本議案に賛成いたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

岩田委員。

○岩田委員 反対の立場から討論させていただきます。

性能も値段も区ははっきりと把握していなかった。殊に性能に関しては、やってみなければ分からないような実験的な部分が非常にある。そういうような曖昧なことにに関して、はっきり私は賛成することができないので、反対いたします。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第31号、外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大坂委員、永田委員、小林（た）委員、桜井委員、大串副委員長、木村委員が賛成です。よって、賛成多数、議案31号は可決すべきものと決定いたしました。

次、行きます。議案第32号、お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更についてですが、議案第37号、お茶の水橋補修補強工事委託協定の一部変更についてと関連がありますから、一括で執行機関から説明を受けたいと思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。お願いします。

○武笠契約課長 初めに、議案第32号、お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更について、政策経営部資料3に基づき説明をいたします。

今回は第4回目の変更となります。変更点ですが、資料の3番——失礼いたしました。資料の4番、契約見込金額でございます。第3回で変更しました契約金額27億4,635万1,000円から12.3%、3億3,680万3,500円増加しまして、30億8,315万4,500円となる見込みでございます。

5の変更内容ですが、橋梁灯位置及び形状の変更、高欄笠木及び手摺の形状変更などでございます。

資料3のご説明は以上でございます。

○谷田部道路公園課長 それでは、その次のページに参考資料がございます。こちらの工事は道路公園課の所管でございますので、この概要につきまして、ちょっと私のほうからご説明させていただきます。

まず1番目の概要でございますが、中身につきましては、先ほど契約課長が説明したとおりでございます。

ただ、その下のところには図面をちょっと入れてございますが、場所がお茶の水橋ということで、右側のほうの施工区分図をちょっと見ていただきたいんですが、左側の青い部分と右側の赤い部分の2か所に分かれます。今回の補強工事につきましては、区の施工範囲ということで、左側の青い部分になります。赤い部分のJRの線路の上の部分につきましては、後ほど説明いたします、これはJRの施工範囲ということで、こちらのほうはJRのほうに委託している部分ということでございます。今回は青の部分の変更でございます。

変更内容につきましては3番に記載してございますが、主に4点ありまして、それとあと諸経費ということで、5点で計3億3,680万3,500円ということでございます。内訳につきましては、次のページのほうでちょっとご説明をさせていただきたいと思えます。

(2)の変更根拠でございますが、こちらのほうは工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づいて変更するものでございまして、下記の項目に該当しているということで、一つ目が工事約款第17条第1項4号の工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の規約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違するという部分。それからもう一点、17条の第1項第5項にあります、発注者が必要であると認め、設計図書の変更をする場合ということに、この2点に該当してございます。

裏面をちょっとご覧いただきたいと思えます。こちらから、先ほどの4点の変更内容でございます。まず1点目が、①橋梁灯の位置及び形状変更による増額ということで、そこに、まず橋梁灯の位置図がございます。橋面上に真ん中に四つ、丸で囲ってございますが、この四つと、それから両側の取り付け部分の道路側も含めて、全部で6か所の変更になります。

下にちょっと断面図が描いてございますが、まず真ん中の設計図というところの図面が、これが当初設計で示されていた構造で、橋面上に基礎を打って橋梁灯を新設するというものでございました。既存のこれ、街路灯がもちろんあるわけでございまして、既存もこの

ような形で設置されているものということで、設計図書が出来上がっておりましたが、実際には左側の現状のように、この床版の下にある鋼材のところまで街路灯の芯が入っておりまして、そこに絵に示してありますように、鋼材に芯材を載せて、そこにかぶせるような形で街路灯が設置されたということで、この設計図書のように設置する場合には、このまず芯材を撤去して、既存の街路灯を撤去して、というような形で進めていくというふうにしてございましたが、どうしてもこの芯材の部分がこの鋼材にかなり張りついているのと、それから既存の街路灯がこの芯材の周りにある程度腐食して抜けないというような状況がございまして、強度計算した結果、これを生かして、さらにこの芯材よりも、既存の街路灯が取れない部分も含めて、径の大きさを範囲260ミリから310ミリまでを大きくいたしまして、そこにかぶせるような形で新しい街路灯を設置するというので、右側の絵が変更後の絵でございまして。既存の芯材と既存の街路灯の部分、下で切った部分にさらに径の大きい街路灯を設置するというので、径が大きくなったということでございます。

これが、全部で橋梁の部分は実際には6灯なんですけど、当然これ、取付道路部分も同じような形状で街路灯を設置しますので、形状もこれ、6か所ですね、全部、6か所プラス4か所、取り付け部分も含めて形状を変えるというもので、1基当たり152万2,371円が8灯ということで、1,217万8,976円でございます。

それから、2番目の高欄笠木及び手摺の形状変更でございまして、こちら、もともとある高欄、これを極力残しながらということで、高さが現在105センチでございます。新しい今の基準から、転落防止というところでは、110センチないと基準に合わないということで、5センチかさ上げをしたいということで、一番上の高欄の笠木の部分を新たに5センチプラスした高さで設置をするというのが現設計でございました。

そこに、下のほうに写真と絵がございまして、特に当初設計のところでは、下流側のほうにまず手摺がついて、さらに上の笠木の部分も5センチ高くしたものを付け替えるという設計でございました。これ、下流側だけに手摺があったのは、これ、JRから丸ノ内線の乗換えのところで、非常に歩行者が多く通るということで、ここを大きく歩道を拡幅すると併せて手摺も設置するというふうな計画でございました。

この笠木が今現状のこの高欄のところにもうかなり張りついでまして、これを取るとなると、この実際の高欄の部分が歪んでしまうということが懸念されまして、それでは、これを変えないで何とかこの105センチをクリアするためにはどうしたらいいかということで考えたのが、右側に変更がございまして、手摺をちょっと若干高くして、この110センチをクリアするという案でございまして。これをやることによると、下流側だけしか手摺が設置していなかったものですから、下流側のほうはいいんですけども、それでは上流側が5センチかさ上げができないということで、新たに上流側のほうも手摺をつけて同じような形状で、3段手摺の110センチを確保するというので、追加をしたものでございます。

これも景観審のほうに確認をさせていただいて、どういう形でこれをやるかということ、ご相談も差し上げた中で、この案がいいんじゃないかということで決めてきたところでございます。この部分の工事費が657万3,384円でございます。



それから、次のページの③でございます。床版下面導水パイプ設置ということで、これは、既存の上2段の床版コンクリートを撤去して、下の床版はそのまま生かしながら、そのさらに下に、床版の一部が下に落下しないように剥落防止剤を塗る計画でございました。右のような絵の形で、斜線が下に引いてあるところが剥落防止剤を塗るんですが、これ、既存コンクリートを撤去した段階で、ここの部分が表に出てきて、上を最後また新しく床版を打つまでの間、非常に雨も降ったりなんかしたときに、この古い下のコンクリート版のところに多少亀裂もあったりして、水が下までしみ込んだときに、この剥落防止剤と既存の床版の間に水が入って、塗った剥落防止剤が、はらんで破裂するおそれが出るということが分かりましたために、赤で線を入れていますが、その水を下に流すための導水パイプ、これを設置する必要があるということで、新たに計上したものでございます。これが775万500円でございます。

それから4番目の交通誘導員の増加でございますが、こちら、夜間工事ということもあって、昼間の時間帯は、ある程度作業部分のところだけは仮囲いで囲った上で交通を開放するというので、警察との協議は調べてございました。この間は整備員は一切必要ないということで警察からも許可を頂いていたんですが、実際にやってみたところ、非常に規制をかけているということで、ちょっと危ない状況も幾つかございました。そのために、改めて警察と協議して、ここには24時間、工事をやっていないときも誘導員を新たにつけなさいということで、そこに絵にありますように、新たに4名、工事をやっていない期間も設置する必要になりました。

これが24時間体制なものですから、4人、今、絵に描いてありますように4人いて、これを3交代で12人、プラス1名を補助要員として、1日約13名、これが730日間、約2年間なんですけど、延べ9,490人ということで、1億3,570万7,000円の増額ということでございます。

今回のお茶の水橋の補強工事の変更内容については以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第37号です。ちょっと後ろのほうに資料がございますが、環境まちづくり部資料1、お茶の水橋補強工事委託協定書の一部変更についてをご覧いただきたいと思っております。概要は先ほど説明しましたとおり、右側の赤い部分のJR委託の部分の変更でございます。これまで2回変更して、今回3回目ということでございます。今回の協定変更金額が17億6,000万940円ということで、8,910万円の増額、5.33%の増額でございます。

3番目の今回の変更でございますが、こちらは、工事委託協定ということで、この工事請負契約における設計変更ガイドラインの中では対象外ではございますが、これに準じて変更しているということで、先ほどと同じように工事契約約款第17条の第1項の4号、ここに該当するというので、一応表示をさせていただきました。この部分は、小枝委員のほうからのご指摘もありまして、つけさせていただきました。

それから、裏面を見ていただきたいと思うんですが、裏面に工事内容につきまして説明をさせていただきます。2点ございまして、まず1点目がRC床版、コンクリート補修数量の変更ということで、当初、設計段階では、平成26年度に実施しました橋梁点検の結果から補修数量を見込んでございました。当初、ひび割れ補修を1.5メートルで計上し

ていましたが、実際に改めて調査したところ、この26年度から経年変化もあり、さらに床版の上を、当初のコアシートをちょっと変えまして、取壊しでかなりちょっと振動もあったという影響もあるかと思うんですが、新たにひび割れ箇所が発見されたということで、当初の1.5メートルから36.9メートルに増加いたします。

断面補修として、当初ひび割れと合わせて4.34平米の補修箇所を見ておりましたが、こちらのほうも7.07平米ということで増加をしております。この増加によりまして、4,724万5,000円の増額でございます。

下の②番、もう一点でございますが、桁の腐食部分の補修の追加でございます。これは、当初の舗装を除去して、新たに塗装をかけるという工事でございますが、既存の塗装を剥がしたところ、腐食箇所が見つかったということで、これは断面欠損に当たるというもので、改めてこの鋼材の補強をしなきゃいけないということで、右側にありますように、ちょっとイメージ図を入れてございますが、このように当て木をして、新たに断面欠損部分を補強するというものでございます。こちらが3か所追加になりまして、3,723万5,000円の増額ということでございます。これに伴う管理費ということで、③番に462万円の増額ということで、合わせて8,910万円の増額で、協定金額が、改めまして17億6,940万円ということでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。またこれもぐちゃぐちゃになっちゃいけないんで、まずは議案第32号の工事請負契約の件についてご質疑があれば、どうぞ。よろしいですか。

あ、どうぞ、木村委員。

○木村委員 今回、変更内容で橋梁灯位置の形状、要するに形状変更というのがあるじゃないですか。変更内容①番と②番で。で、②の、手摺だから、大したことないのかもしれないけども、橋梁灯位置及び形状変更、これはいわゆる景観アドバイザーとの協議というのは、これは今もやられているということで、当然、震災復興橋梁の在り方を変えるような形状変更ではない。その辺ちょっと確認したいんですけど。

○谷田部道路公園課長 こちらについても、景観審のほうにきちんと相談させていただいて、ご意見も伺って、この形状でということで、特に手摺については、3段にして110センチの高さを取るために、新たなちょっと形になっているんですけども、こちらのほうも、どちらかという景観審のほうからご指導いただいたというものになってございます。なので、この街路灯も併せて、そちらのほうの意見を聞いた上でという変更でございます。

○木村委員 あと、今回4回目の変更ですよね。当初は15億5,000万でしょ。一番最初が。それが、今回4回目の変更で2倍近くになるわけですよ。これはどうなんでしょう。予定価格の積み上げがあんまりよくなかったということなんじゃないでしょうか。やっぱり設計、もともとの設計図がきちんと実際の橋梁を反映していなかったと。区が持っている図面が。東京都から引き継いだんでしたっけ。ちょっと2倍も当初より変更変更で繰り返されているという一番大きな理由は何かということと、あと床版、必ず出てくるわけですよ。ちょっと全体の構造、私もよく素人で分からないんですけども、2回、3回、4回と必ず床版と出てくるわけですね。これが何で何回も出てくるわけ。ちょっとその辺、構造上のものなんかもしれないですけども、ご説明、分かりやすくご説明いただけたら助

かります。

○谷田部道路公園課長 一番最初にまずご指摘いただきました、金額が、約、倍近くになっているということで、これも以前ちょっとご説明させていただいているかと思うんですが、大きなこの理由が、まず第1回目の変更でございます。こちらが当初は床版の壊し方で、JRとも施工協議をさせていただいたときに、下の線路上のほうの電車が通っているときでも問題なく工事ができるということで、き電停止をかけないでもやってもいいよという許可でございました。ところが、実際に始めてみましたらば、その床版の上、3層あるんですね、そのうちの上2層を取り換えるという工事なんですけども、その2層と3層目の間に、防水層というのが実は既存の図面の中にございました。なので、それがあれば、上の二つの床版は、普通にブレーカーとかで壊さなくても剥がれるものだという形で見ておりました。

ところが、実際にやってみたらば、その防水層がほとんど入ってございませんでした。なので、2層目と3層目がもうぴったりくっついていたんですね。そのために、剥がすということができないものですから、ブレーカーで壊すような状況になってしまったということで、再度JRとこの部分について協議した結果、そうすると、下に、要するにコンクリートの破片が落ちてしまうおそれがあるということで、実は工事の時間帯をもう、き電停止の時間帯しか駄目だということになってしまいました。これでもう作業時間が約2時間しか1日取れないということで、もう膨大に工期が延びたということで、1回目の工事が約10億の増加なんです。これがもう一番大きな部分だと思います。

それから、床版につきましても、先ほど来、これちょっと、今回JRさんの部分のほうの床版ももちろんなんですけども、うちの区のほうの床版もそうなんですけども、当初の平成26年度に現状の調査を行った結果からもちろんやっているんですけども、実際にその部分について、足場を組んで下側をよく調査をすると、やっぱりどうしても当初分からなかった部分がまた発見されたということもあり、それから上の2層の床版を撤去したときに、その振動もあって、さらにまた影響で多少亀裂がまた出てきたということも、かなり古いもんですから、そういうのも出て、その都度これ、対処しているということで、何回か出てきているというのはその原因なのかなと思ってございます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○木村委員 なるほど。

○嶋崎委員長 ほかに。

○大串副委員長 今回から、議決した議案の設計変更をするときは、ガイドラインのどの部分に当たるのかというのきちんとして記載してくれておるんですけども、この（2）の変更根拠の、ガイドラインの以下に当てはまるということで、1番、2番、3番、4番という書き方なただけでも、そうすると、4点に該当している。ガイドラインでは、1番が図面や仕様書等が不一致。2番が設計図書に誤謬、脱漏がある。3番が設計図書の表示が不明確で、4番が今説明があったように設計図書に示されたものと現場が相違しているということなただけで、これは、だから、むしろ書くとすれば、この、何というんだ、4号、17条第1項第4号と、それから第18条か、に当たると思うんですけど、この前の1番、2番、3番にも当たるという意味はどういうことなんでしょう。

○谷田部道路公園課長 すみません。ちょっと私の説明が不十分だったかもしれません。

それ、第17条1項4号と書いてありますけど、そこに今おっしゃられたように1番、2番、3番が該当しています。なので、ご指摘のとおり、1番、2番も入っているということでございます。要するに1番、2番、3番、4番に該当しているということでございます。

○大串副委員長 そうすると、1番は図面や仕様書等が不一致、仕様書と図面が不一致というのは、これはちょっと今の時点で何でということだと思ひ、設計図書に誤謬や脱漏があるというのは今どうして分かったのかとか、3番の設計図書の表示が不明確というのも、今何でと思うので、その書き方がちょっと間違っているんじゃないんですか。いいんですか。

○嶋崎委員長 休憩します。

午後3時03分休憩

午後3時04分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

答弁から。担当課長。

○谷田部道路公園課長 お時間を頂きまして、申し訳ございません。再度ちょっともう一回修正させてください。ごめんなさい。すみません。

(2)の変更根拠のところでは、最初の工事契約約款第17条第1項第4号に該当しているのが、その上にあります内訳の1、2、3番がこれに該当しています。

○大串副委員長 そういうふうに書いておいてくれれば分かるのに。

○谷田部道路公園課長 すみません。それから、ちょっと書き方が、申し訳ございません。それから、その下の第18条に該当しているのが、4番の交通誘導員の増額ということでございます。大変申し訳ございませんでした。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 せっかくこの4月から、こういう議決した議案のさらに設計の変更をするというのは、しっかりガイドラインに基づいて行おうだというふうになりましたので、そこは今後ともしっかりと説明できるように、また説明してもらいたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○谷田部道路公園課長 ご指摘のとおり、このガイドラインに沿ってきちんと処理をできるようにしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 ほかに。

○小枝委員 変更の過程の中で、都電、たしかここは戦前の都電の遺構が出てきて、保存してくれということで、現地保存はできないが、どこだかに何かするという、現地に少しどこだかにと、その部分というのは今分からない、どうなっているのかなというのは、関心の高かったところなので、分かれば答えていただきたい。

○谷田部道路公園課長 そうですね、そういうこともございまして、文化財のほうともいろいろ相談もして、実はごく一部ではありますけども、区のほうで保管をしているものがございます。それ以外に、そういう鉄道博物館みたいな形で展示をして、皆様にお示ししたいというお話も頂いたので、そこ、ちょっと今資料が手元にないんであれなんですけど、そこに一部、何だろう、お渡ししたということは1件ございました。

○小枝委員 記憶違いでなければ、ごく一部だけれども現地のところに見えるような置き

方を一部するというようなこと、当時は言っていたんですね。一定程度お金のかかることだと思っので、過ぎてしまえば忘れてしまうということではいけないので、そのところは確認をされて、何がどうなっていて、どういう役割を誰が担っているのか。で、こういう契約上大丈夫なのかとか、そこら辺はやっぱりきっちりと確認を、約束したことは確認されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○谷田部道路公園課長 先ほど申しましたとおり、一部区のほうで保管してございます。これの展示の仕方、当初、現場のほうでうまく展示できるような形がいいなというのは、まず第一だと思います。これがちょっとかなわなければ、近くのどこかの例えば公園か何かで展示をするとか、その辺もちょっと含めて、これは文化財ともちょっと調整しながら検討してまいりたいということで、一部区のほうで預かっている状況でございます。

○嶋崎委員長 よろしいですね。

ほかに。

○木村委員 ちょっと確認だけさせてください。ちょっと二つあって、一つは国庫補助も今回の変更に伴って増えるのかというのが1点と、それから、文京区と半分ずつじゃないですか。そうすると、全体の事業費というのは、30億掛ける2というふうに全体の事業費は考えればいいんでしょうか。その二つです。

○谷田部道路公園課長 まず国庫補助につきましては、今回、対象外の部分でございますので、これは国費が入っていない部分です。それから、文京区さんとの絡みでは、これ、区境にあって、当初工事を進める上で2分の1負担を頂くということで、文京区さんのほうも了承も頂いております。今回の変更に関しましても、これ、区の施工範囲の部分と、それからJRとの委託部分、これ両方、文京区さんとの分担金を頂くことになっていきますので、文京区のほうでも、この第2回定例議会で議案として承認を頂くという手はずになってございます。

○木村委員 ちょっと、総事業費としては。

○嶋崎委員長 ああ、総事業費の、その負担というのは、前もちょっと話をしてもらったんだけど、取りあえずは、何だ、うちのほうが工事は請け負っているけれども、お金についてはというところ、ちょっと明確に話して。

○谷田部道路公園課長 文京区さんのほうも議決いただいた段階で、お金のほうはそういう形で、半分の、2分の1負担するというように決定いたします。その後、その部分の精算のときに、区のほうから文京区さんのほうにその金額を納入いただくという手続を取るということになります。

○木村委員 じゃあ、これが総額ね。

○嶋崎委員長 そうなんです、そうなんです。そういうことです。

ほか、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。じゃあ、次の、じゃあ、32号のほうは質疑を終了して、37号のほうの補強工事委託協定のほうの質疑を受けますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

それで、一本ずつ行いますので、ご協力いただきたいと存じます。

まず、議案第32号、お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更についてですけれども、ただいまの出席者は全員です。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員。よって、議案第32号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案37号、お茶の水橋補修補強工事委託協定の一部について、これにつきましても、賛成と、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。賛成全員であります。よって、議案37号は可決すべきものと決定いたしました。ありがとうございました。

次なんですけれども、次に、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、議案第34号、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について、議案第35号、災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について、議案第36号、災害対策用備蓄物資（水）の購入についてでありますけれども、4本の議案は関連をしておりますので、一括して執行機関から説明を頂きたいと思っておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、説明を求めます。

○武笠契約課長 議案第33号から36号、災害対策用備蓄物資、それぞれ食料、衛生用品、毛布、水の購入について、ご説明いたします。本案件は区内の避難所や公共施設等の災害対策用備蓄物資の定期的な入替えに伴い購入するものでございます。

1件目、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入についてでございます。

1の購入品目は、アルファ化米2万2,100食ほか5点でございます。

2の納入場所は、区の指定する避難所など97か所でございます。2枚目に資料4-1といたしまして、納入箇所一覧をおつけしてございますので、後ほどご覧ください。

資料4に戻りまして、3の納入期限は令和5年2月28日でございます。

4の契約方法は公募制指名競争入札でございます。

5の入札結果ですが、5月27日に開札を行い、辞退1者を除く5者の参加がありました。入札の参加者名と各者の入札金額は記載のとおりでございます。契約の相手方は株式会社清水商会東京支店、契約金額は1億408万2,952円でございます。

資料4の裏面には入札参加資格要件を記載してございます。災害対策用備蓄物資については、食料、衛生用品、毛布、水とも同じ要件で、区内業者を対象としております。また、受注制限としまして、食料を落札した場合は、以後に入札が実施される衛生用品、毛布、水の入札参加資格を喪失することとしております。

続きまして2件目、議案第34号、衛生用品の購入についてでございます。資料5をご覧ください。

まず、1の購入品目は、携帯トイレ36万200枚、ほか10点でございます。

2の納入場所は、区の指定する避難所など84か所でございます。こちらも2枚目の資料5-1に納入箇所一覧をおつけしてございますので、後ほどご覧ください。

資料のこの5に戻りまして、3の納入期限は令和5年1月31日でございます。

4の契約方法は公募制指名競争入札でございます。

5の入札結果ですが、5月27日に開札を行い、6者のうち食料を落札した1者を除く5者の参加がありました。入札の参加者名と各者の入札金額は記載のとおりでございます。契約の相手方は加賀屋産業株式会社、契約金額は3,765万481円でございます。資料4の裏面には入札参加資格要件を記載してございます。衛生用品を落札した場合は、以後に入札が実施される毛布、水の入札参加資格を喪失いたします。

では、続きまして、3件目、議案第35号、毛布の購入についてでございます。

購入品目は非常用圧縮毛布8,470枚でございます。

2の納入場所は、区が指定する15か所、こちらも2枚目に資料6-1といたしまして納入場所一覧をおつけしてございますので、後ほどご覧ください。

資料6に戻りまして、3の納入期限は令和5年2月28日でございます。

4の契約方法は公募制指名競争入札でございます。

5の入札結果ですが、5月30日に開札を行いまして、5者のうち食料、衛生用品を落札した2者と、辞退1者を除く2者の参加がございました。入札の参加者名と各者の入札金額は記載のとおりでございます。契約の相手方は株式会社渡辺武商店、契約金額は3,676万2,726円でございます。資料裏面には入札参加資格要件を記載してございます。この毛布を落札した場合、以後に入札が実施される水の入札参加資格を喪失いたします。

続いて、4件目、議案第36号、水の購入についてでございます。購入品目は500ミリリットルのミネラルウォーター30万2,544本でございます。

2の納入場所ですが、区の指定する箇所49か所でございます。資料7-1としまして、2枚目に納入箇所一覧をおつけしてございますので、こちらも後ほどご覧ください。

資料7に戻りまして、3の納入期限は令和5年2月28日でございます。

4の契約方法は公募制指名競争入札でございます。

5の入札結果ですが、5月30日に開札を行い、7者のうち衛生用品、毛布を落札した2者と辞退1者を除く4者の参加がありました。入札の参加者名と各者の入札金額は記載のとおりでございます。契約の相手方は株式会社赤尾東京本社、契約金額は2,515万9,559円でございます。こちらも入札参加資格要件を裏面に記載してございます。

続きまして、参考資料1をご覧ください。災害対策用備蓄物資の購入（議案分）の推移でございます。6月14日の企画総務委員会でお尋ねのありました、一括の購入から品目を分けた購入へ変わってきた経緯でございます。一覧表の購入品目の隣には議案としてご審査を頂いた定例会を記載してございます。28年までは入替えの都度購入し、ご審議いただく形だったため、ご審議いただく時期はばらばらでございました。

購入品目は、食料の中で水も一緒に購入しておりまして、平成28年の帰宅困難者用の備蓄物資購入の際には、水も食料も衛生用品も一緒に購入している状況でございました。そのため、ご審議の際に、水は食料とは別ではないかなど品目についてご指摘を頂いてまいりました。平成29年からは品目を整理するとともに、年に1回、第2回定例会で定期的にご審議をいただくよう改善いたしました。しかし、平成29年の時点では水とトイレと一緒に購入しておりまして、品目の整理が不十分だったことが課題となりました。そうしたこれまでの経緯や頂いたご指摘を踏まえまして、平成30年度からは、食料、水、衛

生用品とその他に品目を整理して購入するようになっております。

また、入札の参加資格要件では、過去においても区内業者を対象としておりましたが、品目の整理に伴いまして、複数の備蓄物資を購入する際には、最初の品目を落札した業者は以後の品目の入札参加資格を喪失するという受注制限を設けることで、業者の受注機会の拡大にもつながっていると考えてございます。

資料の4から7及び参考資料1のご説明は以上でございます。

○千賀災害対策・危機管理課長 続きまして、所管からも、参考資料2及び3についてご説明いたします。

まず、参考資料2でございます。災害対策用備蓄物資のサイクルイメージというところでございます。

こちら、上からミネラルウォーター、食料、携帯トイレ、それぞれでございますが、それぞれ保存期間が10年、5年、7年というサイクルで回しておるということをまずご確認ください。

その中で、一番上のミネラルウォーターを例にご説明いたしますが、一番左の列が今年度の備蓄予定状況で、以降、右に、来年、再来年と1年ずつスライドをしていくと考えてございます。それで、縦列のほうでございますが、今年度分を含んでの備蓄状況となります。4年目となります令和元年に入れたものまでが備蓄としておりまして、5年目となる平成29年度の下半期あるいは平成30年度上半期に備蓄を始めたものが、今年度中で消費期限が迫っており、再活用ということになっております。

なお、ミネラルウォーターにつきましては、昨年度、令和3年度から保存期間を5年から10年ものに切り替えましたため、令和6年度までは入替え購入を進め、その後は5年は継続して備蓄ということになります。なお、中段の食料は5年サイクル、下段の携帯トイレは7年サイクルで繰り返されるという見方になります。

以上、参考資料2でございます。

続きまして、参考資料3のご説明をいたします。備蓄物資の内訳及び今後の入替計画というところでございます。

先ほどと同様、一番端のミネラルウォーターを例にご説明いたします。左上でございますが、現在の備蓄数量73万200本、これまでの要した経費は4,054万7,820円ということになっております。その表の下の部分につきましては、各年度ごとの内訳及び単価ということになっております。

次に下の段の今後の入替計画ということでございますが、令和4年度、今回の購入予定数量30万2,544本が、今回の契約数量でございます。こちらは備蓄分17万2,848本との入替えとなります。購入と入替えの差が13万本ほど出ておりますが、これは新たな人口増などに伴う納入数の増加というところでございます。以降、右側、ビスケット又はクッキー、こちらは5年保存となりますため、4年サイクルでの入替えとなっております。さらに、次ページ以降、確認いただければと思いますが、アルファ化米、主菜となる野菜、肉、魚などの入替え状況、一番最後のページには、携帯トイレの状況ということになっております。

なお、こうした水、食料の再活用でございますが、庁内での事業等での活用のほか、地域においても、防災訓練等の行事に際して提供しております。さらに、水、食料につきま



しては、これ、委託によりまして、区外の防災事業等に関連して配付したり、あるいは、福祉の観点などから、全国の社会福祉協議会やNPO団体を通じて、例えば、こども食堂というところなどにも配付しております。

なお、今回、案件で一つございます毛布でございますけども、毛布は、こういった消耗品ではございませんが、今回は、20年前に納入したものを入れ替えるというものでございます。毛布というものは、いわゆる真空パックという状態で保管しております。10年に一度程度――10年に一度、パックをし直して、今、保管しているところでございますが、今回、もう現物自体が20年目を迎えるということ、さらに、今回納入する商品がよりコンパクトに収納できるということもございますので、入替えを実施したところでございます。

毛布の再活用につきましては、現在、検討を進めておりますため、今回の契約では、回収したものは区内施設にて集積というところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。説明を伺いました。

類似していますけれども、まず、一つずつ行きましょうか。33号の食料について、ご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 いいですか。

34号、衛生用品。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

35号の毛布。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

36号の災害対策用水。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 いいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、1件ずつ採決をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第33号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、賛成の方の挙手を求めます。（発言する者あり）ごめんなさい。戻ります。ごめんなさい。違いました。失礼しました。

34号。34号の採決に入ります。衛生用品であります。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。賛成全員であります。よって、議案第34号は可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第35号、災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 賛成全員。よって、議案第35号は可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第36号、災害対策用備蓄物資（水）の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 賛成全員。よって、議案36号は可決すべきものと決定いたしました。

ありがとうございました。

続けます。次に、議案第38号、特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事委託協定の一部の変更について、審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 環境まちづくり部資料に基づき、説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。現協定の概要でございます。

路線名、特別区道千第262号（大神宮通り）。工事箇所、千代田区富士見二丁目2番先から千代田区飯田橋一丁目7番先。延長約400メートル。幅員約8メートル。協定金額2億円。協定期間、令和3年度から令和4年度。協定相手、公益財団法人東京都道路整備保全公社。委託の内容ですけれども、道路整備工事でございます。

変更内容です。

追加工事の内容としましては、協定締結時の積算漏れ「参道風の特殊舗装」部分及び所轄警察からの指摘事項、それから、地元要望等を加味して、下記内容について、工事内容の変更を行うものです。工事請負契約における設計変更ガイドラインに準ずる変更で、工事契約約款のどの規定に該当するかを括弧書きで示しております。

①参道風特殊舗装の増額、こちらは、約款の17条第1項第2号ということに該当してございます。金額は、増額で3,645万4,000円ということです。続いて、②昼間工事から夜間工事の変更、これは準歩道部になりますけれども、こちらは、約款でいきますと、第17条第1項第4号に該当するというので、変更は728万5,000円になってございます。③車止め設置数の増加ということで、こちらは、約款でいくと、第18条ということになります。増加が626万1,000円と。合計で5,000万円の増額となり、協定金額を2億円から2億5,000万に変更するものでございます。

工事スケジュールにつきましては、議員の皆様には大変ご心配をおかけしているところですが、ただいまし型側溝の工事を行っております。多少の苦情、それから、施工時間に対する要望というのものもあるものの、順調に進んでございます。このまま進めば、予定どおり、令和4年度末には完了する見込みでございます。

資料2-2をご覧ください。小枝委員からのご要望で、変更協定金額2億5,000万円の内訳ということで、ご用意いたしました。

資料2-3をご覧ください。こちら、小枝委員からのご要望で、設計にかかる費用の内訳ということで、ご用意いたしました。その際には、パース図にどれくらい費用をかけたのかということでしたので、3-4、(4)で、照査、報告書作成、パース図等の作成に直接人件費で32万2,000円となっております、この委託費の中の内訳としては、パース図は約42万円程度ということになります。

説明は以上でございますが、本件に関しまして、地域の皆様にご迷惑をかけてはいけないという、そういう考えから、区議会の皆様のご理解を賜り、今回の協定変更に至っております。

改めて感謝申し上げますとともに、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。

質疑に入ります。いいですか。

はい、どうぞ。小枝委員。

○小枝委員 資料のほうについて伺います。変更内容の②のところ、昼間工事から夜間工事の変更というふうになっておりますが、この①の参道風特殊舗装の増額というのは、これらで5,000万というのは聞いておりましたが、この辺のところの説明が、ちょっと私のほうで意識が記憶できておりませんで、17条の1項4号に基づく変更ということですけども、どういうことでしたでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらは、前回、ちょっとご報告いたしましたが、報告した、公社がNIPPOと契約したというのが、令和4年1月14日に契約をいたしまして、その後、警察との協議、交通規制体制とかを協議していく中で、昼間施工から夜間施工へする必要のある部分が出てまいりましたので、それがこちらの第17条1項第4号の施工上の制約等というところを変更したものでございます。

○小枝委員 そうしますと、夜間という、寝ている時間にかかなりの騒音が出ることから、何らかの住民へのご理解ということも必要になってくると思うんですけども、その辺は、どういう手はずになっているんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらについては、当初、地下近隣で、メトロですね、メトロの工事があるものですから、その工事、ふくそうしないようにということで、昼間施工ということを考えてございましたが、警察のほうと協議して、夜間になってしまったと。これについては、近隣の方には、当然、騒音等、ご迷惑のかからないよう、丁寧に説明をしております。

○小枝委員 掘り下げるところではありません。

2-3の設計内容のところ伺います。パース図の作成に42万程度というお話があったかと思いますが、これ、32万2,000円というふうになっているように読めるんですけども。ちょっと数字的なところで。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちら、内訳で、それぞれの直接人件費ということで書いてございます。パース図、これ、内訳で、(4)番のところに「照査、報告書作成、パース図等の作成」ということで……

○小枝委員 ああ、はいはい。分かった。そうかそうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 併せて32万2,000円なんですけど、その直接人件費に経費ですとかを加えていくと、最終的に、この委託費計の584万2,000円のう

ちの42万円程度という、そういうことでございます。

○小枝委員 こういう設計料の中には、住民がもっと協議しやすかったり、何というか、ビジュアルに目で見た形で、あ、こういうふうな素材を使って、こういうふうに仕上げていくんですねという、住民参加のための費用でもあるというふうに思うんですね。これに関しては、そういう意味では、住民参加をしっかりと図りながらやっていこうということで、予算を組み、そして、執行したと。そういう考え方でよろしいわけですよ。一応、確認させていただきます。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのようなことで、協議会で、ずっと大神宮通りについては、意見をお伺いしてまいりましたので、その協議会の中でご説明をする中で、このパース図を作成させていただいたものでございます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○大串副委員長 今後のために聞いておきたいんですけども、参道風特殊舗装の増額ということで、内容を変更するということですが、その理由が、17条第1項第2号ということなんですけど、この第1項第2号というのは、設計図書に誤謬または脱漏があるという、そういうことに該当しますよというような説明なんですけど、もうちょっと具体的に内容を教えてくれますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これは、これまでもご説明は差し上げて、12月3日の企画総務委員会でも報告させていただいたんですけども、協定を令和3年2月——第2回の定例会において議決を頂いたものなんですけども、その協定に基づいて、公社が工事を発注する、そういう準備の過程で、協定に積算漏れがあるということが判明したと。その積算漏れの内容が参道風の特殊舗装なんですけども、その原因としましては、この地中化の仕上げの道路整備というのが、通常、一般的なアスファルト舗装であるということで、そこで、区、公社双方ともに特殊舗装の積算をしていると思い込んで、そのまま協定を締結してしまったというところでございます。

○大串副委員長 以前に、そういう積算漏れ、区も公社も共に積算漏れしてしまったんだ。普通は考えられない。両方ともが積算漏れしたというのはあり得ないことなんだけれども、ひょっとしたら、最初の設計図書というか、仕様書というか、もともと区が出したこういう工事をやってもらいたいというものがあると思うんですよ。そこに参道風というのが書かれていなかったんじゃないですか。そうすれば、公社もそういう見積りはしないわけなんですけども、両者が一緒に見積りをし損なったというのはあり得ないんだけれども、この点はどうなのか。また、その理由として、設計図書に誤謬または脱漏があったというのは、その設計図書というのは、具体的にはどういうものですか。

○嶋崎委員長 これ、前の委員会のときに、1回、何か説明をもらったよね。繰り返になりますけど、言ってください。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、当初は、ちょっと今、こちらには資料がないんですけども、前にご説明したとおり、完成イメージというのは、この参道風というところは、共通した認識はあったんですけども、積算をしていく中で、一般的な舗装でしか積算してい

なかったと。それを公社のほうにもそれで話が行ってしまったと。お互いに、それも、公社のほうも、これを認識はして——認識というか、参道風というところは、当然、協議をしていく中で、協議というか、協議会の中で説明していく中で、こういう絵を作っているものですから、それは分かっていたんですが、そこを最後の積算の中で漏らしてしまったというところでございます。

○大串副委員長 同じ答弁ですけれども、私が聞きたいのは、この17条1項第2号に当たるんですよと説明しているわけですから、そこをもうちょっと具体的に。これは、設計図書に誤謬または脱漏があるというふうに説明しているわけですから、実際にはどういうことなのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ここの表現として、順次、これに工事契約約款、変更ガイドラインに準じているということで、どれに当たるかということをこれでご説明いたしましたが、そもそもが協定ですので、設計図書というところがございません。

○大串副委員長 じゃあ、この2番には該当しないんじゃないんですか。いいんですか。そこ、ちょっと……

○嶋崎委員長 担当部長。

○大串副委員長 説明不足じゃないの。

○印出井環境まちづくり部長 前回、企画総務委員会でも、この事前の情報提供ということで、ご説明したところですけども。今回、いわゆる道路整備請負契約、直接、公社に対して、そういった契約内容ではなくて、公社のほうから事業者を選んで、道路整備の工事をすると。我々のほうは、公社に対して、間接事務等も含めて、協定という形になってございます。ですので、今回、ガイドラインを準用しましたけれども、この契約約款で決められている具体のことがそのまま直接該当するかということについては、設計図書というものは、協定の中ではございませんので、それに準じて運用させていただいたということで、ご理解を賜ればというふうに思います。

○大串副委員長 そうすると、区が作った協定書には、きちんと参道風でやってくださいよということが書いてあったにもかかわらず、公社それから区も、積算するとき、両者が誤ったということではよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その協定の中には、事務に関しての協定内容、こういうものをしていくというのが入っている中で、細かい、参道風にすると、そういうことが協定の中に含まれているものではございません。

○大串副委員長 あ、そうですか。

委員長、すみません。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 じゃあ、どこにその参道風というのが最初に書かれているんですか。普通は、仕様書とか、または、協定書というのかもしれないけれども、ここの道路整備に当たっては、こういうふうにするんですよということを、まずは、区が地元の方と調整をして、こういうのが欲しいね、こういう道路が欲しいよねということをやったわけですよ。そしたら、それを契約として発注するときに、それを示さないということはないと思うんですよ。だから、きちんと書いたもので、口頭ではなくて、書面でそういう契約を結ぶと思うので、それがありませんというのは、ちょっと信じられないんだよね。何かあるでし

よう、それは。そういうふうに指示をしたものが。それとも、最初から指示する段階から、もう見落としてしまったのか。ここ、ちょっとはっきりさせないと、今後のこともありますので、同じ間違いを繰り返さないように、ちょっと。（「1回整理されている話じゃないんですか。同じ内容で聞くんですか」と呼ぶ者あり）聞きます。答えてください。

○嶋崎委員長 はい。答弁してください。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、協定では、基本協定と施工協定、それから年度協定というのがあるんですが、その中に、詳細の、これをやりなさいと。例えば、参道風というのは書いてございません。

○大串副委員長 えっ。書いてある。

○須貝基盤整備計画担当課長 書いてありません。

○嶋崎委員長 ありません。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○大串副委員長 じゃあ、だから、書いていないんだったら、どこでそれを指示するんですか。口頭で伝えたんですか。書類はないんですか。書類がなかったら、これ、見積りを誤るのは当然じゃないですか。仕様書はない。協定書もない。協定書は、あったとしても、そういうものは書かれていませんという、今、答弁ですよ。そういう中で、どうやって見積もるんですか。

○嶋崎委員長 休憩します。

午後3時47分休憩

午後3時51分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

答弁から入ります。

担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 お時間いただきまして、申し訳ございませんでした。

○嶋崎委員長 分かりやすいようにね、時系列で。

○印出井環境まちづくり部長 はい。大串副委員長からのご指摘でございます。

まず、大神宮通りにつきましては、沿道の整備の方針を固めてきたと。それを具体的に工事を実施するに当たって、公社に委託をして、協定をして、公社のほうから発注をするというような進め方にすることが決まってきました。そういった公社との協定の中で、ご指摘のとおり、その協定の中身の中で、具体的に整備方針の中での重要な要素である参道風ということは明示してございませんでしたけれども、協定先との協議の中で、当然に整備方針を共有していくというところがございます。そういった中で、整備の方向性は、お互いに共有していたところがございますけれども、結果として、それが積算の中から漏れていたと。これにつきましては、最終的には、区のほうでしっかり確認をしていなかったということでございますので、これまでも、当委員会で、様々、我々のほうの、今後こういったことがないようにという形で、再発防止についてご説明してきましたけれども、引き続き、改めて今日のご指摘を受けて、その辺を徹底してまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、討論はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員であります。

議案第38号、特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事委託協定の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第38号は可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、議案の審査を終了いたします。

ここで、暫時休憩します。

午後3時53分休憩

午後4時05分再開

○嶋崎委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。政策経営部（1）令和3年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてご説明いただきます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料8をご覧ください。繰越明許費について、ご報告させていただきます。

本年の第1回区議会定例会におきまして、令和3年度予算のうち、年度内に支出が終わらない見込みの経費といたしまして、表でご覧のとおり、17事業ほどございますが、こちらを繰越明許費として補正予算に計上いたしまして、ご議決を頂いたところでございます。

この繰越明許費について、最終的に、令和4年度に繰り越した経費を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきましてご報告するものでございます。具体的には、17事業ほどございますが、同じ事業等が細事業等で各費目に分かれておりますので、実質的には11の事業について、繰越しをしているものでございます。その繰越明許費の予算額のところで、14億余を繰越明許費でご議決いただきましたけれども、その中で、子ども家庭費の子育て世帯への給付金ですとか、保健福祉管理費のやはり給付金ですとかというものの年度内の執行ができましたものがございますので、最終的に繰り越す額としましては、真ん中——予算額の隣のところの翌年度繰越額の一番下のところまで行っていただきまして、10億700万5,000円が最終的に繰り越した額としてなってございます。

裏面には、その各費目ごとの節までの詳細な金額等々をおつけしております。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。理事者の説明が終わりました。

質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。（発言する者あり）それでは、この案件は終了をいたし

ます。

次に、（２）情報セキュリティインシデントへの対応について、説明を求めます。

○加茂 IT 推進課長 それでは、政策経営部資料 9 に基づきまして、情報セキュリティインシデントへの対応についてご報告を申し上げたいと思います。

ここにありますように、昨今、高度なサイバー攻撃や巧妙な手口ということで、ここ最近、マスコミの中でもいろいろ、サーバー攻撃だとか身代金要求だとか、そういった事件が報告されていますけども、こういった外部要因に対する情報セキュリティへの脅威に対して、現在、全庁 LAN のリプレースを実施し、物理的、技術的対策強化とともに、システム全体の強靱化を図っているところでございます。一方で、IT システムが複雑化するにつれ、あらゆる領域が潜在的に危険であるという新しいセキュリティ概念（ゼロトラスト）が注目されるようになりということで、この上にありますあらゆる領域といえますのは、システムだけではなくて、つい先般の、尼崎市のほうで、USB メモリーの紛失の事故がありましたですけども、委託管理者を含めて、あらゆる領域が潜在的に危険であるということから、いろんな対策をしていますが、100%安全・安心ではないんだよということが、今、言われ始めています。

そんな中で重要視されているのが、この後にありますインシデントというところでございます。インシデントというのは、重大な事故に至る可能性がある出来事に対し、いち早く侵害の兆候の発見し、注意喚起をすること、それから、事故発生した場合でも迅速な原因特定と状況分析ができること、それと、あと、関係者、機関との的確な被害拡大に向けた抑制措置、こういったことを取ることが非常に重要であるというふうに言われておりまして、こちらに関しましては、総務省情報セキュリティポリシーガイドラインにも、これら対策がつい最近明記をされたということでございます。

本区といたしましても、こういった観点から、安全・安心な区民サービスの提供と持続可能な業務に向けて、下記の 3 点に取り組んでいくという形になります。

取組でございます。下記 3 点、まず 1 点目が情報セキュリティ委員会の設置でございます。情報セキュリティにつきましては、従来は IT 推進課が中心になって進めてまいりましたですけども、こういった世の中の情勢ですとか、こういったことも受けまして、区全体レベルとして、今後、情報セキュリティの対策を打っていく、あるいは評価をしていくという形で、副区長を委員長とした委員会を設置するというのが 1 点目でございます。

それから、2 点目、CSIRT と読みます。この CSIRT というのは、アスタリスクにありますように、Computer Security Incident Response Team ということで、日本語に訳しますと、インシデントですね、重大な、懸念されるような事態が起こったときにその対応を専門に行う機能ということでございます。こちらにつきましては、既に千代田区の中でも、IT 推進課が中心にこういった考え方の下で対応を行っていますけども、これについても、区全体でプロセスの見える化と標準的な中で対応するような形をつくっていきたいというのが 2 点目でございます。

それから、3 点目でございます。先ほどの 1 点目、2 点目の根拠や、それと、あと、世の中、これだけ大きくいろいろセキュリティに関する協議や対策が変わってきていますので、千代田区情報セキュリティポリシーについても改定をしたいということで、以上の 3 点になります。



それぞれにつきましては、補足資料を基に、要点をかいつまんでご説明を申し上げたいというふうに思います。

それでは、補足説明資料のほうをご覧ください。まず、情報セキュリティ委員会の設置とその目的という形で、6点ほど左側に目的を挙げさせていただいています。繰り返しのようになりますが、全庁的な情報セキュリティに関する重要な事項を決定する最高意思決定機関とするということになります。それから、二つ目が、対策の改善計画を策定し、その実施状況を確認するというので、これも、委員会としてきちっと機能を果たしながら、PDCAを回していくという形になります。それから、3点目、緊急時対応計画を定めておき、万が一のときには、当該計画に従って適正に対処する。こういった仕組みですとか、こういったことを取り決めていくというのが3点目です。それから、4点目ですね。情報システムに関する業務継続計画、BCPです。ご存じのように、情報システムが止まると、昨今もKDDIさんのネットワークの件がございましたですけども、いろいろなものが止まってしまう。そういったときにでも対応できるような形で、日頃から対策を練っていく。あるいは、区の危機管理対策基準等と整合性を取りながら、進んでいくというのが4点目。それから、5点目ですね。いろいろ世の中動いていますから、適時見直しをしていく。それに関連して、セキュリティポリシーや関係規定も必要があると認めたら、改善を行う。こういったことを議論し、決定していくというのが情報セキュリティ委員会の設置の目的という形になります。

右側にありますのが体制になります。副区長を筆頭に、デジタル担当部長が責任者になって、各部の部長級で委員を構成していきたいと思っています。事務局、IT推進課と書いてありますが、ここには危機管理課や総務課の個人情報担当の部門の人間にも入っていただきたいということを考えています。

万が一、インシデント、危機レベル3、千代田区の危機レベルの3、重大な事故が起こったときは、この後ご説明しますが、CSIRTという形の運用を立ち上げて、ここにありますように、対応計画の策定から活動をして、いろいろ整理をしながら、解決に向けて取り組んでいく。こういったことを連携的に行っていきたいというのが情報セキュリティ委員会になります。

それから、続きまして、下のページ、情報セキュリティインシデント対応、CSIRTという形になります。一番上の矢印にありますように、三つのフェーズに分けて、きちっとプロセスを明確化していきたいというふうに思っています。まず、一番左側が検知、連絡、受付、その次がトリアージ、3番目がインシデントレスポンス、それぞれのフェーズごとに役割分担やプロセスを明確にしていくという形になります。

左側の検知、連絡、受付のところ、今回、全庁LANのリプレースを通じまして、ご存じのように、区民とのつながりですとか、クラウドを活用するという形で、インターネット空間でいろいろ業務を行ってきます。そういったこともありますので、今後の全庁LANリプレースを通じて、ネットワークのファイアウォールとか、あるいは、これから配付する1650の新しい端末には、未知の脅威のウイルスですとか、あるいは攻撃を受けたというのが検知、感知できるようなソフトを入れて、これを24時間、365日、外部機関のほうで監視をしてもらうということを考えています。これによって、万が一、何らかの不正アクセスだとか、それから、日頃とは違った動きがあったら、すぐに連絡が来て、

それに対して対応するという仕組みが取れるようになるという形になります。

それと、あと、真ん中の四角、トリアージと書いてありますけども、IT推進課が中心となって、この事案については、今後大きな事故に発展しそうなのか、どれぐらいの影響があるのか、あるいは脅威がどれぐらいなのかというのをトリアージして、これは重大な問題だということになりましたら、右側にあるようなCSIRTの体制を立ち上げて、下にありますように、該当の方、個人情報漏えいの場合は、その方との連携、あるいは、個人情報保護審議会、あるいは報道機関、警察、主務官庁、関係機関とも、随時、的確に連携をしていくということを行っていきます。こういったPDCAを回しながら解決に努めていく。こういった体制を区全体で立ち上げたいというふうに思っております。

これらについては、上にありますように、情報セキュリティ委員会ですとか、危機管理連絡会議とも情報を共有しながら、万が一、事が起こったときも、大きな被害に至る前に、何とか鎮静化させる、あるいは早め早めの行動、あるいは情報共有で、情報漏えいの対象になった方を含めて、連携を取っていく。こういった仕組みを考えていきたいというのが2点目になります。

続きまして、3ページ目、次のページでございます。千代田区情報セキュリティポリシーの改定ということで、先ほど冒頭もお話ししましたように、いろいろな環境変化を受けて、セキュリティポリシーも変えていきますということで、今回の大きな改定のポイントとしては、左上にありますように、総務省自身、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン改定という形で、特にこの4点を大きくうたっています。

一つが、業務委託・外部サービス利用時の情報資産の取扱いということで、今回、まさに、尼崎の件はこの業務委託の中で起こった事象という形になります。それから、2点目ですね、情報セキュリティ対策の動向を踏まえたということで、サイバー攻撃や情報搾取も、とにかくハッカーとの戦いの中で、日々、様子が変わっているということで、重大な未知脅威だとか、不正プログラム対応をできるようにしていくというのが2点目。それから、3点目、多様な働き方ですね。テレワークだとかウェブ会議、こういったところにもきちっと対策を施していきましょうと。それから、4点目ですね、マイナンバー利用事務系から外部接続先との連携ということで、ご存じのように、マイナンバーカードの交付もかなり進んでいく中で、いろいろオンラインを使った、マイナンバーカードを使ったオンラインですとか、そういった手続なんかも増えていく中で、そういった接続に関する対策を行ってきなさいというのがあります。

これを受けて、今現在、下にありますように、千代田区では、全庁LANリプレースプロジェクトという形で、右側にあるように、インターネット側に業務端末や業務を移して、より区民の近いところで働く環境をつくっていくという形になります。

これを受けて、右側の改正ポイントとして、大きく四つに分類をしながら、改正をしていきたいと思っています。1点目が組織的・人的セキュリティ。ここでは、特に、4点目の情報セキュリティ研修、サイバー攻撃・インシデント訓練等の受講ということで、ここについては、今後、強化していきたいというふうに思っています。それから、2点目が、情報システム全体の強靱性向上。それから、3点目が物理的・技術的セキュリティという形で、2、3につきましては、全庁LANだけではなくて、主要システムのリプレースを通じて、きちっとこら辺の対策を図っていくと。それから、4点目が外部サービスの利

用という形で、指定管理者制度を含めて、きちっと見直す。こういったことの根拠になるような形で、今回のセキュリティポリシーを改正していきたいというふうに考えております。

最後ですけれども、参考として、今回、システム全体の強靱化を行っていますけれども、こういったことをやっているかというのを表したものになります。一番のポイントは、とにかくサイバー攻撃だとか、外からの不正行為に対して、いち早く検知ができて、それに対して対処ができるような仕組み、こういったものを、今回、全庁LANのリプレースを通じて、対策を打っているという形になります。

以上、駆け足でございますけれども、報告を終了させていただきます。

○嶋崎委員長 はい。ちょっと盛りだくさんでいろいろとありましたけれども、ご報告を頂きました。

質疑を受けます。

○永田委員 脅迫メールの対応についても、この中に当たると考えていいんでしょうか。

庁内の爆破予告とか、最近では登下校の児童・生徒に危害を加えるといったメールが届いていて、その対応については、いたずらだと判断して、庁内では共有しながらも公表はしていないという、そういう対応だったと思うんですけども、そういう、区としてはそういう方針ということで、よろしいんでしょうか。いたずらと判断された場合は公表しないと。そういうことで、もう考えているということでもよろしいんでしょうか。

○加茂IT推進課長 今回、私のほうで、トリアージと書かさせていただいたのは、あくまでも、ちょっと情報セキュリティに関するところでございます。ただ、今後、そういった情報を利用した、そういう脅迫ですとか、あるいは、いたずらというのは、結果的に分かることだと思いますけども、寄せられた情報については、一旦、IT推進課のほうで主管課とともに分析をしながら、いたずらであれば、それを公表する、注意喚起を促す、促さないということ、総務課を含めて、主管課と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

○永田委員 情報セキュリティといった意味においては、少し広い意味になってしまうと思うんですけど、ただ、今回は、度重なるこういった同様のいたずらメールの場合は、いたずらと断定しても構わないのかなと。そういった判断も間違っていないと思うんですけども、一方で、同様の脅迫メールに対して、地域によっては公表するという。その後の何か起こったときのリスクを回避するという意味において、公表するという考え方もあるようで、でも、それによって、混乱してしまったという、例えば、保護者が混乱したというのも聞いているんですけども、こういった件というのは、今、いたずらが多い中で、いたずらに対応するというのも一つ念頭に置いておくことが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○千賀災害対策・危機管理課長 ちょっとシステムの部分ではないんですけど、昨今、頻発しておりますいたずらと思われるメールの対応についての区の基本的な対応についてなんですけども、同様の文面で、内容としては、かなり荒唐無稽な内容なんですけども、共通するのが「334人を誘拐する」という実現性の乏しい内容。これが、千代田区に限らず、複数の自治体に同時に発信されていると。それで、これに関しましては、取扱いに関しましては、所轄の麹町警察とも十分相談をしながら、不必要な混乱を誘発するという

のはかえって危険なところもあるので、適正な範囲で情報共有をしようというところで、当該、区におきましては、今、子ども部のほうとは共有し、子ども部側のほうで、保護者等へ注意喚起をするというところでございます。内容につきましては、かなり事実が実現性に乏しいもの、あるいはちょっと特定の方に対する嫌がらせというような内容もありますけども、そういった形で、実現性はないんですけれども、それなりに対応しているというところでございます。

○永田委員 はい。いいです。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○岩田委員 度々、話にも出ましたけども、先日の他の自治体の情報が漏れそうになったみたいな話があったじゃないですか。それで、このセキュリティだけじゃなくて、そういう外部委託をする際に、そういう事件を起こしたところはやはり頼まないというか、そういうのも必要だと思いますけども、それはどうなんでしょう。

○加茂IT推進課長 今のお話、二つあるかなと思っています。まずは、委託先についての管理と、万が一、委託先がそういう事故なり、事件を起こしたときの対応かなと思っています。

前者のほうにつきましては、指定管理者ガイドラインというのがございまして、この中には、個人情報保護と情報管理の在り方ということで、特に、この個人情報保護については、きちっと区の個人情報条例を遵守しますという形の中で、誓約書に近いようなものも同時に取り交わすということと、あと、情報管理については、IT推進課からウェブセキュリティ診断という形で、指定管理者さんが運営するシステムを疑似的に攻撃を仕掛けるような形の中で、脆弱性を見て、改善をしていくと。そういった中で、そういった被害を防いでいるということ。

それと、あと、今回、他の自治体さんの例ですと、委託事業者さんが勝手に個人情報を持ち出して、それを紛失したということになりますけども、区としては、限られた人間にしか情報が外に持ち出せないような仕組み等をやっておりますので、これについての遵守状況については、監査等を含めて、検討していくという形になります。

万が一、そこで事故を起こした場合は、逆に言いますと、区との取決めの中で、何らかのペナルティーという形になるというふうに考えております。

○岩田委員 じゃあ、今回のような事件を起こしてしまったところには、外部委託はしないということで、よろしいですか。

○加茂IT推進課長 基本的には、事故の大きさや事故の原因にもよると思います。今回のように、あり得ないという、言葉に語弊がありますけれども、そういったことを起こしたところに対しては、厳しく、そういったことも含めて判断をしていくということになると思いますし、何らかのヒヤリハットのレベルであれば、改善を促すという中で、きちっとした説明を求めるという形になります。

ちなみに、私どもも、個人情報については、ある事業者さんに委託していますが、そこに対しても、既に確認書を入手して、まず、どういうふうな形で情報を扱っているのかということと、USBメモリーの扱いと、それとあと、再委託を含めて、自分たち以外の人間には取り扱わせていないという確認は取っております。そういった中で、防止に努

めていきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 大坂委員。

○大坂委員 情報セキュリティ、インシデントへの対応ということですので、何か起きたときには、迅速かつ的確に対応していくということが非常に重要なんだろうというふうには認識しております。

ここの補足資料の1ページ目の右側に図が描かれていますけれども、情報セキュリティ管理者が何か起きたときには、もうPDCAサイクルみたいな形でしっかりと対応しますよという形で描かれていて、その下に危機管理連絡会議というものがありますけれども、こちらについては、ちょっと説明をお願いいたします。

○千賀災害対策・危機管理課長 こちら、危機管理連絡会議でございますけども、庁内におきまして、主に庶務担課長級を含む職員で構成されておる連絡会でございます。

○嶋崎委員長 聞こえない。

○千賀災害対策・危機管理課長 はい。失礼いたしました。

庁内において、庶務担課長級を中心とする職員で構成されておる会議でございます、危機管理指針に基づいて、庁内で上げられる危機管理情報等を適宜把握し、必要に応じては会議を開くというところでございますけども、大本といたしましては、年1回、1年間における危機管理情報の状況を確認するというところでございます。

○大坂委員 こちら、課長級の方々に組織されていて、そこと情報を共有しながら、いろいろと現場の対応を進めていくというような認識でよろしいのかなというふうに、今、説明を感じましたけども、それで間違いないでしょうか。

○千賀災害対策・危機管理課長 今後の情報セキュリティ委員会のこれからの検討によるところでございますけども、日常的にそういうような対応をするような場合、あるいはそこは少し危機レベルが上がるといような場合においては、危機管理連絡会議等、その情報セキュリティ委員会に基づく会議ということが連動して開催するという流れになります。

○大坂委員 インシデントにもいろいろあるとは思いますが、柔軟にこれから運用していきながら、適切な組織体制をつくっていただければなというふうには思うんですが。非常に、これは重要な取組だとは思いますが、情報セキュリティ委員会体制を見ますと、トップが副区長なんです。この辺、やっぱり少し違和感を感じるんですけども、非常に重要な取組で、何かあったときに、やはり一番上の区長に情報が行かないといけないんじゃないのかなというのが一般的には感じる場所なんですけれども、なぜ、ここが副区長なのか、区長ではないのかということ、もし何かありましたら、説明をお願いいたします。

○加茂IT推進課長 ただいまのご質問でございます。ここに、最高情報セキュリティという形で、CISOというふうに書いてございます。一つは、なぜ区長ではないのかという形になりますけれども、総務省の規定の中でも、副区長、副市長レベルを情報セキュリティ責任者に充てるというガイドがあったりですとか、それと、あと、副区長自身が業務に精通しているということも、ケースとしては非常に多いということもありまして、やはり業務に精通している、あるいは、組織の中をよく分かっている人に最高情報セキュリティ責任者という形で、委員長に就いていただくのがよいのではないかと判断をいたしました。

○大坂委員 やはり、少し違和感はあるのかなというふうにとどめておきますが。

そうですね、昨日来起きている某通信事業者の通信障害なんか——ちょっとセキュリティとは違いますけれども、これなんかは、現場で起きた事案がもう本当に数分の間にその組織のトップまで情報が伝達されていたというような事例も伺っています。そういった初期の対応というのは、本当に重要だと思いますし、何か起きたときに、やはり組織のトップが把握をしておかないと、本当に事が大きくなってからでは遅いというようなこともありますので、このCISOのトップが副区長だったとしても、しっかりとそこは区長との連携を取ると。で、何かあったときに、どういったタイミングでしっかりと情報を区長に伝達するのかとか、そういったところの規定というのもしっかりとやっていかないといけないのではないのかなとは思いますが、その点についても、しっかりと検討していただければと思います。

○加茂IT推進課長 ただいまのご指摘を受けまして、CSIRTの体制の中で、危機レベル3、重要な事項、その他につきましても、委員長である副区長だけではなくて、区長のほうにも情報を共有できるような仕組みをきちっとこの中で明文化していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○大串副委員長 情報セキュリティポリシーを改定しますということなんですけれども、全職員がこのITに関するセキュリティに対する危機感というかな、意識をしっかりと持って、自分の部署、部署で守れることが一番だと思う。その点については、千代田区としては、情報セキュリティハンドブックですか、を作って配付するとか、また、個人情報を取扱うところは、業務用の情報セキュリティハンドブックも作っている。それから、もう一つは、外部の専門家による内部監査も行っているということなんですけれども、この点は、今回の改定に合わせてどうなるのか。この点だけお伺いします。

○加茂IT推進課長 ただいま副委員長からもお話がありましたように、情報セキュリティポリシー、非常に言葉も難しいという中で、情報セキュリティハンドブックという形で、絵を多用して、誰もが絵で見ながら情報セキュリティについて理解できる。あと、もう一つは、業務ハンドブックというのも昨年作りまして、こちらについては、個人情報の扱いについて、やはり図や絵を多用して分かるようにしている。そんな中で展開している。さらに、外部の事業者による外部監査も年1回、これも助言型監査という形で、監査で指摘した項目をきちっと守れているかどうか、フォローアップ監査もしながら、助言をしながら、改善している。こんなような取組をしております。

今後ですけれども、新たに、やはり、今回、一番大きいのがこのサイバー攻撃ですとか、情報搾取の高度化ですとか、新たな情報セキュリティの脅威のステージに移ってきたのかなというふうに思っています。また、我々自身が、今回の全庁LANのリプレースを通じて、インターネット空間で区民の方と直接つながるような、そういった仕組みの中にもなってきますという形で、今、実は、今までは、情報監査とかセキュリティは別の扱いで、別調達をして、外部の有識者の方に入っていましたけれども、今後、新たなステージの中で、3年、5年のやはり千代田区職員としての情報セキュリティに対する成熟度を見ていきたいという形の中で、監査と、それと、あと研修と、それと、あと訓練ですね、

これを一体化した形の中で、3年、5年をかけて、どう成熟化させていくかという考え方の中で、今後、対応していきたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですね。またこれ、進捗を含めて、ご報告ください。非常に大切なことだし、ほかの自治体でもいろんな事故がありますから、いずれにしても、引き続き継続して報告いただきたいと思います。よろしいですね。

○加茂IT推進課長 はい。承知いたしました。

○嶋崎委員長 はい。次、行きます。

（3）窓口キャッシュレスの実施について、説明を受けます。

○村木デジタル戦略担当課長 それでは、窓口キャッシュレスの実施につきまして、政策経営部資料10に基づき、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、資料のほうをご覧くださいと思います。

本件は、1、概要に記載してございますように、窓口利用者の利便性向上等の観点から、窓口キャッシュレス決済端末を導入し、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済などにより、各種証明書発行手数料等の支払いができるようにするものです。

対象となる窓口は、2に記載のとおり、総合窓口及び全出張所の窓口です。

窓口において、キャッシュレスによりお支払いができるようになるのは、3、対象科目に記載の戸籍手数料等の手数料及び区民館使用料等の手数料となります。

利用できるキャッシュレス決済は、4、対応決済種別にそれぞれのロゴで表示させていただいておりますクレジットカード、電子マネー、QRコード決済となります。

導入スケジュールですが、資料5に記載のとおり、7月20日号の広報等に掲載し、8月1日から各窓口で利用開始の予定です。

今回、総合窓口及び出張所において収納している手数料、使用料の一部につきまして、キャッシュレス決済を導入いたしますが、総合窓口及び出張所において運用しながら、課題等を整理しながら、今後、他の窓口や他の収納金につきましても、順次拡大していきたいと考えております。

なお、本件につきましては、DX戦略に基づく窓口キャッシュレス推進の一環として、IT推進課予算に計上し、実施させていただきましたので、本委員会においてご報告させていただいておりますが、総合窓口及び出張所を担当する地域振興部からも所管の委員会において、同様の報告をさせていただく予定です。

ご説明は以上となります。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

質疑を受けます。

○小林たかや委員 まず、今、予算の話ですけど、これを、今、対象科目を随分絞っていますけれども、予算はお幾らなのか。それから、対象科目をこういうふうに絞ったのは、やり始めるときのことだろうと思うんですけど、どういうふうに考えて、これに絞ったの

かということと。

それと、今、住民票は——住民票、あと、印鑑証明とかある。特に住民票は、コンビニで取れるようになっていきますよね。そのコンビニとの関係、今後、ここに書いてあるやつよりも、住民票や何かのほうが身近だから、住民票も取りに来る人は、住民票もキャッシュレスでやるかもしれないというときに、住民票の扱いと、そのとき、コンビニとの関係というのは整理されていないといけないので、その整理の見込み。

それから——まあ、取りあえず、そこまでお願いします。

○嶋崎委員長 ちょっと待って。所管で答えられるところを整理して答えてください。

○村木デジタル戦略担当課長 はい。

○嶋崎委員長 DXで答えられる範囲で答えてください。さっきおっしゃっているように、ほかの窓口との関係があるから、そこ、超えちゃいけないんで。

はい、どうぞ。

○村木デジタル戦略担当課長 まず、今回、導入に関して要した経費なんですけど、こちらにつきましては、初期費用といたしまして、620万円ほど。これは、今回のキャッシュレス決済に必要となります決済端末やPOSレジ等の導入経費となります。それから、初年度の運営経費として180万円ほどで、こちらは、それらの機器の保守費用と、それから、決済手数料ということになります。したがって、合わせて800万円ほどで、本年度、導入したということになります。

それから、何だっけな。それから、今回、この対象科目を絞らせていただきました。こちらにつきましては、ほかにも様々、区のほうで収納金がございますが、まずは、これら、比較的、窓口にいच्छる方の身近なところから、スモールスタートで始めていきまして、徐々に拡大させていきたいというふうな考えによるものでございます。

それから、コンビニによる住民票との発行との関係なんですけど、こちらについては、そもそも窓口をどうするかという課題もありますので、また今後改めて検討していきたいというふうに考えてございますが、今回、これ、窓口において、総合窓口とか出張所の窓口において住民票を取る場合にも、キャッシュレスが利用できるようになっていきますので、ご了承いただきたいと思えます。

○小林たかや委員 すみません。そうですね。

それで、ここに、今、残されて、先ほど、やりながら見ているというんですけど、残されているものというのは、あとどれぐらいあって、見込み、これを8月からやって、どれぐらいを見越して、次に行こうとしているんですか。

○村木デジタル戦略担当課長 まず、区の収納金、ほかにもかなりたくさんあります。なので、どれだけって、これは非常に一部なんですけど、住民の方々にどれだけ身近かというと、これはかなり身近なところに入っていると思えます。よく手数料の改定と——本日も議案をご審議いただきましたが、そういった手数料とか、かなり手数料条例を見れば、ございますので、そういったものをどこまで広げていくかというのは、それぞれの手数料の性質にもよりますし、また、金額とかが大きくなってきますと、決済手数料の問題とかも生じてきますので、そういったところを整理しながら、徐々に進めていきたいと思っています。今年度はこの中でやっていきたいと思えますけど、来年度以降につきましては、少しずつ拡大のほうを考えてございます。



○小林たかや委員 ここに、今度、決済の種別で上がっているロゴがたくさん上がっているんですけども、それぞれにこれをやる場合に、じゃあ、キャッシュレスでやろうとしたときに、そんなに簡単にできない人がいますよね、やりたいとしても。それは、誰かアドバイザーというか、やる人が一緒についていてくれるんですか、聞く。もう一つ。それと、ついていてくれるのかと、それから、例えば、ここの中で——WAONでもいいや。WAONでやると、当然、ポイントが、みんなそうなんだけど、ポイントがついたら、区民のプラスになりますじゃないですか。なりますよね。それは、宣伝のいい、若い人なんかはやってくれると思うんですけど、これをやるのに、広報、ホームページだけではなくて、もっと若い人が見るようなところにやれば効果があると思うんですけど、その辺はどういうふうに考えているんですか。

○村木デジタル戦略担当課長 まず、こちら、4番の対応決済種別のところに様々なブランドのクレジットカード等を記載してございますが、これらと直接契約をしているわけではなくて、代行業者と区が契約いたしまして、その代行業者がこちらのほうと契約をするという、そういう形になってございます。

それから、ポイントの扱いですか。ポイントの扱いにつきましては、こちら、確かに、これを利用すると、そのままポイントがつく。そのポイントというのは、それぞれの利用者与此らのクレジットカード業者とかの契約によって決まるものなんですけど、そういったもので、ある程度の優位性もありますので、積極的に使っていただくということもありますという観点からも、広報のほうはいろいろと考えていきたいと思っています。広報とホームページのほうはもちろんなんですけど、ほかにも、現場での掲載ですとか、今、委員からご指摘があったような、比較的こういった決済になじんでいる若い方々にどういうふうに伝えていくかというのは、そこのところはちょっと、きちっと考えていきたいと思えます。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかに。

○岩田委員 ちょっと細かい話なんですけど、利用者の立場から、もちろん、これは1回払いのみですよ。（発言する者あり）それで、1回払いというのは、クレジットカードとかだと、決済手数料がかからない。それでも、さっき、180万というのの中に決済手数料が入っているというのは、それは、多分、区がそういう代行業者とかに払う、つまり、負担しているということであって、区民は、何ですか、この、例えば、何だ、印鑑手数料が例えば300円だとしたら、310円とかではなく、300円そのままそれだけを払えばいいということですよ。

○村木デジタル戦略担当課長 今、委員からご指摘のとおり、今回、これを利用するに当たりまして、必要、決済手数料等が発生するわけなんですけど、それについては、区が負担いたしまして、住民の方には負担はお願いしないような形で進めたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件を終了いたします。

以上で、日程2の報告事項を終わります。

日程3、その他に入ります。

委員の皆さんから。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

理事者は。理事者は。理事者、ないですか。いいですか。（発言する者あり）はい。

それでは、理事者もないということで、お疲れさまでした。本日は、この程度をもちまして、委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時44分閉会